

時価評価を巡る課税上の諸問題について
—法人税法上の収益認識基準を中心として—

福 田 吉 晴

(税 務 大 学 校)
(研 究 部 教 授)

目 次

はじめに	215
第1章 資産評価の沿革	219
第1節 税法（法人税法）上の資産評価規定の沿革	219
1 昭和34年の改正前までの取扱	219
2 昭和34年の改正（時価又は取得価額以下主義）	221
3 昭和40年の改正（取得価額主義の採用）	221
第2節 商法上の資産評価規定の沿革	222
1 明治23年（1890年）旧商法	222
2 明治32年（1898年）新商法	223
3 明治44年 商法改正	223
4 明治13年 商法改正	224
5 昭和37年 商法改正	225
6 昭和49年 商法改正	225
第3節 企業会計原則上の資産評価規定の沿革	227
1 企業会計原則の制定	227
2 企業会計原則の修正	228
第2章 課税所得概念	230
第1節 経済学上の所得概念	230
1 所得概念の種類	230
2 包括的所得概念の系譜	231
3 制限的所得概念（所得源泉説）	232
4 包括的所得概念（純資産増加説）	232
5 包括的所得概念の必要性	234
第2節 法律上の所得概念	
1 所得税法上の所得概念	237
2 法人税法上の所得概念	238

第3章 実現基準の生成と沿革	242
第1節 米国租税法上の「実現基準」の生成と沿革	242
1 米国租税法上の「実現基準」の生成	242
2 米国租税法上の「実現基準」の沿革	243
第2節 法人税法上の「実現基準」の沿革	245
1 昭和40年改正前における収益認識基準の動向	245
2 昭和40年改正による「実現基準」の内容	246
3 通達・判例における収益認識基準の変遷	248
4 権利発生主義と権利確定主義	252
第3節 企業会計上の「実現基準」の生成	257
1 わが国の「実現基準」の生成	257
2 米国における「実現基準」の生成	258
第4章 時価評価導入と実現概念の変容	264
第1節 時価評価の必要性とその影響	264
第2節 実現概念の変容	265
1 FASBによる実現概念の概要	265
2 ASBによる実現概念の概要	267
3 わが国における実現概念の諸説	268
第3節 時価評価を巡る税制上の動向	270
1 税務上の時価評価を巡る最近の動向	270
2 政府税制調査会での検討状況	271
第5章 時価評価に伴う税務上の収益認識基準の拡張	274
第1節 法人税法上の収益認識基準	274
1 法人税法上の収益認識構造（権利確定主義と引渡基準）	274
2 法人税法上の収益認識構造の拡張	275
第2節 時価評価導入と収益認識基準の拡張	277
1 税務上の収益認識基準拡張の概念と意義	277
2 権利確定主義拡張の条件	279

第6章 有価証券・デリバティブの時価評価に伴う税務上の取扱いに ついて	282
第1節 意見書による時価評価の概要	282
第2節 時価評価損益に対する税務上の基本的な考え方	285
第3節 有価証券の時価評価損益に対する税務上の取扱い	286
第4節 デリバティブ取引等に対する税務上の取扱い	290
おわりに	301

はじめに

1 わが国で金融商品に時価評価を導入すべきことを最初に明らかにしたのは、平成9年6月、企業会計審議会による「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」（以下、論点整理という）においてである。これは、前年の平成8年11月、当時の橋本総理の指示による金融システム改革、いわゆる日本版ビッグバンを契機とするものであるが、論点整理公表後の平成10年6月には金融商品公開草案でより具体的な時価評価基準が明らかにされた。そして、平成11年1月22日、企業会計審議会は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下、意見書という）を公表し、金融商品の時価評価導入を明らかにしたのである。

また、金融商品を時価評価するに当たって直面する大きな問題として配当可能利益計算と密接に関係している現行商法における計算規定との整合性の問題がある。この問題に関しては、平成10年6月に法務省と大蔵省が「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」を取りまとめ公表し、金融商品に対しては時価評価の導入が望ましいことを明らかにしたが、平成11年1月28日付日本経済新聞で「法制審議会は金融債権の時価評価の導入を決め、関連法案の年内の施行をめざす」との報道がされているように商法もその実現の方向に動いている状況にある。

このような、時価評価導入の先駆けとなったのが、金融機関のいわゆるトレーディング取引に対する時価評価の導入である。これは、平成8年6月21日に成立した「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」により、平成9年4月1日より導入されたものであるが、企業会計面においても大きなインパクトを与えたと言われている⁽¹⁾。

このようにわが国では時価評価導入が現実のものとなりつつあるが、諸外国でも状況は同様である。まず、国際会計基準委員会（IASB）は平成10年12月に、暫定基準ではあるがIAS第39号「金融商品：認識と測定」を策定し、金融商品を公正価値で評価すべき基準を明らかにしている。又、米国

の財務会計基準審議会（FASB）でも、平成10年6月にSFAS第133号「デリバティブとヘッジ活動に関する会計処理」を公表し、デリバティブについてはすべて適正価額で評価すべきことを明らかにしており、時価評価導入を巡る現実的な動きは世界同時進行の感を呈している。

- 2 一方、税務上の取扱に関しては、トレーディング取引に係る有価証券等の時価評価損益を課税所得に反映させることが平成9年度の税制改正で定められ（措法67の9）、さらに、平成10年4月より金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律による証券投資信託法の一部改正により証券投資法人制度が創設されたことにより措法67の15が設けられた。それによれば棚卸資産及び有価証券等の評価は時価によることが規定され、その時価評価損益は課税所得に含めることとされた。このように時価評価損益への課税は一部行われているが、従来からの取得原価主義を基調とし、実現した収益を課税所得に含めるとする基準に変化は認められず、税制調査会においても、時価評価の導入に伴う評価損益の取り扱いを巡る本格的な議論はなされていない状況にある⁽²⁾。

- 3 ところで法人税法上の課税所得の計算構造は、法法21及び法法22に規定されているとおり、別段の定めのないものについては、法法22④により「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算する」こととしている。そして、その計算基盤は企業会計による企業損益に基づくことを前提としているが、現行法上では企業会計が未実現損益を企業損益として受け入れても、法法25②や法法30などにより課税所得とは成りえないこととなる。果して従来どおりの法人課税を継続することが適切なのか、むしろ金融システム改革を契機とする会計制度の変革（具体的には、企業会計等で時価評価基準を導入するとともに、評価損益を企業利益として計上するというこれまでの取得原価主義の修正とも言うべき動向をいう）に合わせ、未実現損益をも課税所得計算に加えるべきではないかとも考えられる。

そこで本稿では、時価評価の導入に伴う評価損益を課税所得とする場合の諸問題について考察することとした。

4 本論の前提条件や構成は以下のとおりである。

(1) 時価評価を導入する意義の1つとして、デリバティブ取引等のオフバランス取引をオンバランス化することが挙げられ、かつその表示金額を時価で示すことでその有用性が認められるが、本稿では、係る取引を個別具体的に掲げ、その評価損益をいつ認識し、評価額をどのようにすべきかの問題を取りあげるものではない。本稿の主旨としてはデリバティブ取引や有価証券等金融商品全体における未実現の評価損益を課税所得として取扱うことの基本的な考え方を提示するとともに、金融商品の一部である有価証券とデリバティブの損益認識基準の在り方について若干の検討を加えることとした。従って、個々の金融商品にかかる時価評価をいかに行うか又個別具体的に課税上の取扱をどうするかといった問題は別途の課題として整理している。

(2) 本論の構成としては、まず第1章でこれまでの資産評価の沿革について企業会計、商法、法人税法それぞれの変遷と相互の関係を概観し、第2章では課税所得の本質について、経済的所得概念及び法律的所得概念それぞれの面から比較検討し、そもそも未実現所得はそれぞれの概念に含まれるのか否かを考察する。第3章は、包括的所得概念を基調としつつも実現したものが課税所得とされる現状において、①わが国税法上の実現概念の変遷、②米国税法における実現概念の生成、③企業会計上の実現概念の沿革についてそれぞれ概観する。第4章では、時価評価導入に伴う収益認識概念の拡張を巡る議論を概観するとともに、わが国の税制上における時価評価導入に向けた取り組みの現状を概観する。

以上の検討を踏まえ、第5章では時価評価導入に伴う未実現損益を課税所得に含めることの根拠や意義を考え、課税所得とすべき範囲や基準等を提唱する。そして、最後の第6章で企業会計における有価証券等の時価評

価に対し、税務上いかに対応すべきかについて若干の検討を試みることにした。

〔注〕

- (1) 古賀 智敏 稿「トレーディング勘定の時価評価と会計基準」について
企業会計、1997年4月号第49巻4号、P27
- (2) 古牟田 勲稿「法人課税ベース見直し方向の検証Ⅱ」
税研 97年9/20号 P26～27

凡 例

- 1 本稿で用いる略語は、次のとおりである。

法 法	-----	法人税法（昭和40年法律第34号）
法 令	-----	法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
法 規	-----	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
措 法	-----	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措 令	-----	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措 規	-----	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
法基通	-----	法人税基本通達（昭和44年5月1日直審（法）25）

- 2 本稿の文中、例えば、「法法23③二」とあるのは、法人税法第23条3項第2号の条項を示す。

第1章 資産評価の沿革

第1節 税法（法人税法）上の資産評価規定の沿革

1 昭和34年の改正前までの取扱い

法人の所得に対して国税が課税されたのは、明治32年の第一種所得税にはじまるが、その後、昭和15年からは個人の所得に関しては所得税を課税し、法人の所得に対しては法人税の名において課税されることとなり、現在に至っている

(1) 明治32年～昭和初期までの動向

昭和25年のシャープ税制の発足までは、資産評価に関する明文の定めはなく、僅かに当時の取扱通牒により知ることができる程度である。それも昭和2年の「所得税法施行ニ関ル取扱通牒」（主秘1号）以降のことであるから、それまでの動向を知るには判例の扱いを検証することが適当と考えられるので、以下判例を概観することとする。

- ・ 商法第26条（時価評価規定―筆者注）によれば、時価の差額益を益金とすることは明らかである（明治40年89号―明治41. 2. 2）
- ・ 会社の財産自体の価格が時価の昂騰により前事業年度末の価格よりも増加したときは、その差増額は益金に包含される（大正6年52号～54号―大正7. 2. 14、大正9年55号―大正9. 7. 5）
- ・ 会社が解散した日から10日後に会社の諸機械器具以下4科目の財産を売却した場合において、その解散日の帳簿価額よりも売却代金が多額であったときは、その解散日にも売却代金相当額の時価が認定できるから、その差増額は益金を構成する（大正9年12号―大正11. 12. 23）

これらの動向を通観すると、財産の価格は客観的価値すなわち交換価格を原則とするという商法解釈を前提として、直前の価格との差増額は益金、差減額は損金とする態勢がとられてきたことが窺える⁽¹⁾。

(2) 昭和初期～昭和34年

第一種所得税の制度は、大正15年に改正を受けているが資産評価に関する新たな定めはされておらず、すべて、実定租税法令の規定の解釈によるという態勢は従来とかわるところはなかった⁽²⁾。しかし、この改正を契機として大蔵大臣依名通牒の形式により、大蔵省主税局長から昭和2年1月6日主秘第1号通牒として国税当局に示された「所得税法施行ニ関ル取扱通牒」では以下のように定められていた。

「二十 法人ノ資産評価ニ因ル増減差額ハ之ヲ総益金又ハ総損金中ニ計算スヘキモノトス」

「四九 法人ガ資産ノ減価償却及評価損ヲ総損金中ニ計算シタル場合ニ於テハ、其ノ目的ガ計算ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルニアリ、特ニ脱税ノ結果ヲ来サズト認メラルル程度ノモノハ之ヲ是認スルモノトス。但シ其ノ程度ノ認定ニ関シテハ左ノ各号ニ依リ取扱フモノトス」。と同時に低減割合は土地5分、その他資産1割と定めている。

この取扱通牒の解説では、昭和初年以來、税法は時価までの評価増減を認めるとの基本方針であり、評価損は所得金額を減少させることと、前記のとおり時価より一定の低減割合の特例を認めるために、特に通牒に定めたものであると説明されている。このことは、例えば、大蔵省主税局が昭和20年の大法人の申告納税制度導入の際にそれまでの主要通達をまとめて発表した「法人各税の取扱」（昭和20.12.17主秘第101号付録）の「(四) 資産の評価益」に「三六 法人ノ資産ノ評価換エニ因ル増減差額ハ之ヲ益金又ハ損金ニ算入ス」と定めていることから明らかである。

また、昭和25年のシャウブ勧告に基づく改正で、法人税法施行規則第17条（評価益）及び第17条の2（評価損）の規定を設け、時価までの評価損益の認容を規定していることに繋がっている⁽³⁾。

この昭和初年以來の時価以下主義による経常的な評価損益の税法の課税所得計算上の認容は、当時の商法規定にも合致しているところであるが、商法規定の変遷については次節で述べる。

2 昭和34年の改正（時価又は取得価額以下主義）

昭和34年の改正では、法人税法施行規則第17条（評価益）及び第17条の2（評価損）の規定が次のとおり改正された。

まず、固定資産の評価益については、その増額後の帳簿価額がその取得価額と期末時価とのうちいずれか低い方の金額を超えるときは、その超える部分の金額は益金に算入しないこととされた。

また、固定資産の評価損については、固定資産は通常、減価償却という手続によって原価の配分が行われるものであるから、特別な事由、たとえば固定資産の1年以上の遊休状態が生じた場合等に時価までの評価損を認めればよいとして、一般的な時価までの評価損は認めないことに改められた。

すなわち、経常的再評価（益）の計上は続けて認められるが、それはその取得価額と期末時価とのうちいずれか低い方の金額までに限って認められることとなった。

このような改正の背景としては、旧商法285条の評価規定の解釈との調整を図ることにあったとされる。すなわち、同法では営業用固定資産については、取得価額以下主義によっているところ、その規定の主旨としては、取得価額又は時価のいずれか低い方の額までの評価益が計上できるとする説と、取得価額から減損額を控除した金額によるべきであり、評価益は計上できないとする説の2説があり、税法は前説により改正を行ったものとされている⁽⁴⁾。

3 昭和40年の改正（取得原価主義の採用）

昭和40年の法人税法の全文改正に際し、法人税法に評価益の益金不算入（法法25条）及び評価損の損金不算入（法法33条）が規定され、取得原価主義の原則が採用され、原則として評価益及び評価損の計上が否認された。

評価益の計上の例外的認容は、従来からの会社更正法による更正手続の開始決定に伴う評価換えに加え、会社の組織変更に伴う評価換え又は保険業法第84条による保険会社の株式の評価換えに限られることとなった。

また、評価損の例外的認容は、評価益より広く、固定資産の1年以上の遊

体状態等資産の種類別にかなり広く認められているが、これは商法も予測しがたい価格低落の場合等評価損の計上を強制している場合があることや企業会計の保守主義の原則に配慮したためとみられる。

このように税法上は、この昭和40年の改正で経時的価評価（時価以下）主義が廃止されたこととなる。また、この廃止は、商法が昭和37年に会社の固定資産評価について、取得原価主義を採用し時価以下主義が廃止されたことを税法にも反映させたものと言える⁽⁵⁾。

〔注〕

- (1) 忠 佐市稿「シャープ税制の発足に至るまでの税務会計の進展」
税理1976年11月号V○L. 19N○14 P 9～P10
- (2) 同 上 税理1976年12月号V○L. 19N○15 P12
- (3) 武田 昌輔著「企業課税の理論と課題」平成7年、P115～P116
- (4) 同 上 書 P117
- (5) 同 上 書 P117

第2節 商法上の資産評価規定の沿革

1 明治23年（1890年）旧商法

明治23年旧商法は、ロエスレル草案に基づいて行われた編纂作業の結果制定されたものであり、旧商法32条2項は「総テノ財産ニ当時ノ相場又ハ市場価値をヲ附ス」と規定されていた。本文言上からは、明らかに時価基準による評価を規定しているが、当時の記録からは次の点が窺われる。

すなわち、実務上、煩雑であっても時価を付すべきであると考えられていたこと、反面、評価方法を具体的に定めないことによって、商人の便宜を図ろうとする動きがあり、相場のない資産について市場価値が何を意味するか明らかにされず、結局、この段階で、会計規制が観念的規制と実務との調整・調和といった特徴をもったことを意味すると解される。

また、この規定に関する審議では、配当可能金額算定のための計算規定と

しての観点に触れられてないようである⁽¹⁾。

2 明治32年（1898年）新商法

旧商法では、旧民法との調和がとれていないことや、もっぱら外国法を模倣してわが国固有の慣習を考慮していないなどの批判を背景とし、新商法26条2項では「其目録調整ノ時ニ於ケル価格ヲ附スルコトヲ要ス」と改正されたが旧商法との間には本質的な相違はなく、又、この規定の審議において、資産評価基準と配当可能金額との関連にはふれられていないようである⁽²⁾。

このような時価評価規定は、わが国商法の範とされるドイツの1870年改正前の商法におけるいわゆる「付すべき価値」規定と対応している。そこでの「付すべき価値」とは売却時価を意味すると解釈されているが、商法上の資産評価規定にこうした売却時価主義があらわれた基礎には、債務超過をもって破産手続を開始すべき原因とみなす債権者保護思考があったといわれている⁽³⁾。

3 明治44年 商法改正

明治32年商法施行後も、実務の多くは時価評価を行わなかったところ、商法291条9号（現行法498条19号）違反事件に関して、東京地決明治35年1月10日は、交換価格を超える評価も交換価格より低い評価もともに違法であるとした。学説の中には厳格な時価基準を採用するものもあったが、通説は基本的には財産目録に記載すべき価格は交換価値であるとしながらも、実価以上に見積ることの禁止は強行的であり、実価以下に見積ることは任意的であると解していた。その根拠としては、過少評価は債権者にとって情報提供の点からも配当規制の点からも望ましく、財産の評価替えは煩雑であり、財産の価格変動により利益・損失が生ずると株主が不安になること等が挙げられていた。

このような学説・実務の批判に応え、26条2項を次のように改正した。すなわち、「動産・不動産・債権其他ノ財産ニ附スル価額ハ財産目録調整ノ時

ニ於ケル価額ニ超ユルコトヲ得ス」と規定し、取引所の相場のある有価証券に限らず、すべての資産に時価以下主義を適用したのである⁽⁴⁾。

4 昭和13年 商法改正

明治44年商法改正において、190条ノ2の新設が見送られたことに対しては、学説が強い不満を表明した⁽⁵⁾。反対の重点は、営業用固定資産につき、取得原価基準の採用を認めなかった点に置かれた。学説は、26条2項にいう「財産目録調製ノ時ニ於ケル価額」の解釈と営業用固定資産に対する適用の点で分かれたが、多数の学説は、法の予定する価値は財産が営業に対して有する客観的価値であるとの前提に立ち、営業用固定資産の営業価値は取得価額または製作価額であると主張して、実務慣行を尊重しようとした。

このような背景の下、昭和13年改正商法は第34条第2項を新設し「営業用ノ固定財産ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ取得価額又ハ製作価額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル価額ヲ附スルコトヲ得」と定めた。理由書によれば、その立法趣旨は「固定資産ノ評価ハ清算ノ場合ハ格別ナルモ営業持続ノ場合ニ於テハ交換価値ニ依ルヨリモ寧ロ使用価値ニ従フヲ妥当トスベキ」とされている。また、株式会社における資産評価に関しては第285条で特別の規定を設け、「財産目録ニ記載スル営業用ノ固定財産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ超ユル価額、取引所ノ相場アル有価証券ニ付テハ其ノ決算期前一月ノ平均価格ヲ超ユル価額ヲ附スルコトヲ得ズ」と定めた。理由書によれば、前段は「株式会社ニ在リテハ所謂評価利益ヲ作りテ配当ヲ大ニシテ会社ノ基礎ヲ危クスルノ弊」がありうることに鑑みた規定であり、後段は「評価ノ適正ヲ期スル為メ」設けられたものと説明されている⁽⁶⁾。

このように、営業用固定資産については時価以下主義から原価以下主義への重要な変化があるが、取引所の相場のある有価証券については時価以下主義が残されている⁽⁷⁾。

5 昭和37年 商法改正

昭和37年の商法改正では、株式会社の決算には商法34条第1項の時価以下評価の適用はないことを明記する一方、①流動資産の評価は原則として取得原価基準によるものとし、低価基準の適用を任意とし、②固定資産については285条ノ3により取得原価基準を採用し、③株式・社債等の評価を取得原価基準によるものとし、取引所の相場ある株式・社債等については低価基準の適用を許容したことなど、実務からの要望が広く取り入れられた。

立法担当者の解説によれば、流動資産につき取得原価基準を原則としたのは適正な期間損益計算を可能にするためであり、低価基準の選択適用を認めたのは実務の尊重と企業の資本充実のためとしている。

この改正の背景としては、昭和24年に制定された「企業会計原則」や昭和26年9月に経済安定本部企業会計基準審議会より中間報告として出された「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」の影響が強くと考えられ、この点、立法担当者の解説にも①商法の規定に現在の企業に即応しない点があること②商法の規定と企業会計原則・財務諸表規則の規定との間に食い違いがあることを挙げている⁽⁸⁾。

6 昭和49年 商法改正

商法34条は、流動資産については取得原価基準と時価基準の選択、固定資産については減価償却を行う取得原価基準をとるべき旨を定め、285条ノ6第2項は、親会社の有する子会社株式の評価については低価基準によらないこととした。

この立法趣旨は、流動資産について取得原価基準が採用されたのは、税法が原価法によっていること、取得原価基準が損益の状況を示すために適当であるとされている。また、時価基準が許容されたのは、個人および人的会社においては営業上の債務について無限責任を負う者が存在するから評価益の計上を禁止する必要がないこと、税法が最終取得原価法を認めていること、時価基準は債権者の一般担保となっている財産の価値を示すのに適している

こと等が挙げられている⁽⁹⁾。

〔注〕

- (1) 弥永 真生著『企業会計法と時価主義』平成8年、P113～P114
- (2) 同 上 P114～P115
- (3) 醍醐 聡稿「時価評価と日本の配当計算規定」
税務弘報 1996年8月、V○L44N○8、P9
- (4) 弥永 真生著『企業会計法と時価主義』平成8年、P117～P120
- (5) 190条ノ2「財産目録ニ掲クル所ノ動産、不動産、債権其他ノ財産ノ価額ハ取引所ノ相場アル財産ニ付テハ財産目録調製ノ時ニ於ケル相場ニ其他ノ財産ニ付テハ財産目録調製ノ時ニ於ケル価額ニ超エルコトヲ得ス但其相場又ハ価額力財産ノ取得価額又ハ製作価額ニ超ユルトキハ其ノ取得価額又ハ製作価額ニ超ユルトヲ得ス継続シテ営業ノ用ニ供スル財産ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ取得価額又ハ製作価額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル価額ヲ附スルコトヲ得」は、次の点から新設が見送られている。
すなわち、190条ノ2但書については、法案審議の過程で①銀行は評価益が認められないと配当ができなくなること、②将来の価額上昇が配慮されないこと③時価の下落のみを考慮することは不均衡であること④真実の会社の状況を公表する必要があり、未実現利益の配当を禁止すれば足りること等の理由により修正、削除が求められた。そして修正案として190条ノ2第1項を削除し、評価益の配当を禁ずるため「第26条2項ノ規定ニ依リテ会社ノ財産ニ附スル価額力取得価額又ハ製作価額ニ超ユルトキハ其差額ハ利益トシテ之ヲ処分スルコトヲ得ス」という194条ノ2を新設することが修正意見としてまとめられた。
しかしながら、最終的には①時価の上昇に従って簿価を増加させることができな
いのはおかしいこと②商法は実態開示を目的とするのであるから、190条ノ2は矛盾があること③194条ノ2についても、実務にとってきわめて不便であること④不景気の時期に配当を抑制することは国の経済政策上好ましくないことなどが指摘され、そのうえ、税法の解釈上は、配当できない利益であっても課税の対象となることが明らかにされたこともあり、190条ノ2および194条ノ2は削除された。(同上書P120～P121)
- (6) 弥永 真生著『企業会計法と時価主義』平成8年、P124～P126
- (7) 税務弘報V○L44N○8 醍醐 聡稿「時価評価と日本の配当計算規定」
- (8) 弥永 真生著『企業会計法と時価主義』平成8年、P128～P130
- (9) 同 上 P131～P132

第3節 企業会計原則上の資産評価規定の沿革

1 企業会計原則の制定

第2次大戦後、旧財閥の解体により、それらが所有していた株式を一般社会大衆に売り出すに伴い、投資者保護及び証券取引の円滑化を図るため昭和23年4月に証券取引法が制定され、昭和26年7月から公認会計士監査が実施されることとなった。このため、公認会計士監査の判断基準が必要となり、昭和24年7月に企業会計原則が制定発表されたものである。

この企業会計原則は、当時の経済安定本部に設けられていた企業会計制度対策調査会の中間報告として発表されたものであるが、その内容は諸外国（主としてアメリカ）の企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当なものと認められたものを帰納的に要約したものであり、特に、アメリカ会計士協会（A I A、現在はアメリカ公認会計士協会 A I C P A）が1938年公刊したサンダース・ハットフィールド・ムーアによる会計原則（S H M会計原則）と同じものであるとされている⁽¹⁾。

いずれにせよ、昭和24年企業会計原則は、貸借対照表原則五において、「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。」と定め、取得原価基準を指示する。そのうえで、貸借対照表原則五Aは、棚卸資産については低価基準の適用も認めた。なお、貸借対照表原則五Bは、市場性ある有価証券にして一時的所有のものは、原則として、時価基準によるものとしていた⁽²⁾。

このため、企業会計原則の規定と商法の規定とに差異が生じ、その調整のため昭和26年9月には経済安定本部企業会計基準審議会の中間報告として「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」が公表され、その後、昭和37年及び昭和49年の商法改正へと繋がっていくことはすでに述べたとおりである。

2 企業会計原則の修正

昭和24年に制定された企業会計原則は、「我が国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の改善統一は緊急を要する問題である」ということを意図したものであったが、その後、商法との調整を図るなどのため数次の修正が行われた。

この中で資産評価に関しては昭和38年の修正が注目される。すなわち、商法の改正を求めるため、昭和26年に「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」を公表した。これを受けて、昭和37年に商法は株式会社の計算規定を改正したが、企業会計原則も商法との調整を図った点である。その内容は、有価証券および棚卸資産について資産の時価が著しく下落して回復の見込のない場合には時価によって評価するという財産法的思考を採用したことである。これにより企業会計原則は、商法会計を前提とする実践規範性を部分的にとり入れることとなったのである⁽³⁾。

以上のように、諸規定を概観すれば、明治初期からの財産的思考を背景とした時価基準は、昭和24年に制定された企業会計原則を契機とし商法は昭和37年より税法は昭和40年より取得原価基準へ変化していることが明らかである⁽⁴⁾。

このように、取得原価基準へ変化していった理由は何に求められるであろうか。少なくとも、企業会計原則や商法が取得原価基準を採用した理由は、①取得原価（低価）基準によれば、経営者の恣意的評価を防止できると考えられたこと、②取得原価（低価）基準によれば、未実現利益を排除することができ、企業の基盤を堅固にすることができると考えられたこと、の2点に要約できるであろう⁽⁵⁾。

また、税法は昭和40年改正により評価益を益金不算入としたが、この理由について、「昭和37年の商法改正で商法上資産の評価益が原則として認められなくなったことに鑑み税法もこれに合わせることとし、新法人税法においては評価益は原則として益金算入を認めず、したがってこれに課税しないこととした」と説明されている⁽⁶⁾。

このような変遷をみると、資産評価益（未実現利益）は本来「課税所得の概念」に含めるべきものか否かが問題となるが、次章ではこの問題を取り上げ、まず、これまでの経済的所得概念の諸説を概観し、その概念と課税所得の概念がどのように関わってきたかを検証する。それを踏まえ、未実現利益が法律所得概念たる課税所得概念に含まれるか否かむしろ含めるべきか否かについて考察する。

〔注〕

- (1) 横山 和夫著『法規会計』平成5年、P8～P9
- (2) 弥永 真生著『企業会計法と時価主義』平成8年、P128
- (3) 横山 和夫著『法規会計』平成5年、P10～P11
- (4) 武田 昌輔著『企業課税の理論と課題』平成7年、P117～P118
- (5) 弥永 真生著『企業会計法と時価主義』平成8年、P135及びP233

取得原価基準の理論的基盤として、以下の点に要約できる。

- ①企業会計は貨幣価値不変の前提によって成立しているということ。
 - ②企業会計ないし損益計算のよって立つ基本的な考え方が投下貨幣資本の回収計算にあること。
 - ③「名目主義的貨幣思考」の上に法秩序は組み立てられており、取得原価基準はその具体的な表明であること。
 - ④損益法の経理体系は取得原価基準を要請すること。
 - ⑤実現主義・保守主義の観点から未実現利益の排除が求められるが、取得原価基準はその目的を達成しうること。
 - ⑥取得原価基準は計算の客観性・確実性・検証可能性の点ですぐれていること。
 - ⑦受託責任の解明手段として有効であり、意思決定のために有用な資料が提供されること。
 - ⑧取得原価基準による評価は最も費用のかからない評価方法であること。
- (6) 吉牟田 勲稿「所得計算関係の改正」税務弘報VOL. 13、No6

第2章 課税所得概念

はじめに

所得の意義は、一見明白なようでありながら、決してそうではない。所得概念をめぐるのは、外国において種々の論議がなされてきたが、学説上一致した見解はいまだに存在しない。法律学者・経済学者・会計学者の間に見解の相違が見られるのみでなく、それぞれのうちでもどのような観点から問題を眺めるかによって見解が異なる。また、実定法上も所得の意義を明確にした規定はない⁽¹⁾。所得の範囲を広くとらえるか狭くとらえるか、金銭以外の収入も所得であるかどうか、実現された利得のみが所得であるのか等々の問題はいずれも所得概念をどう構成するかにかかっているといえる。このような観点から、所得概念の問題は課税対象とその範囲を画定するという意味でその出発点をなす最も基本的な問題である。そこで以下では、経済学上の所得概念を概観した上で、実定法上の所得概念がどのように捉えられていたかを検証する。

第1節 経済学上の所得概念

1 所得概念の類型

カルドアによれば、所得に関する経済学者の見解はいくつかの類型に類別されるという。それは、①消費としての所得、②利子としての所得、③標準化された流列としての所得、④課税能力の尺度としての所得、⑤配当としての所得の5つである。しかし、これらを理論的・歴史的背景に着目して再検討すると経済学上の所得概念の定式化には、基本的に異なる2つの流れがあると考えられる。その一つは、リンダールを中心とするスウェーデンのストックホルム学派の流れを汲み、ヒックス流の所得概念として著名な経済的現価所得⁽²⁾ ないしは単に経済的所得と称される定式化であり、他の一つは、19世紀ドイツ所得概念論争の最後の論者シャンツの流れを汲むハイグ＝サイ

モン流の所得概念として名高い、包括的所得あるいは純財産増加的所得として称される定式化である。このうち前者は、主として理論経済学の分野で用いられた概念で「行為の指針（意思決定）」としての所得が主として問題とされたのに対し、後者においては主として財政学、租税理論の分野で用いられた概念で「課税の公平」目的の所得が問題とされてきた⁽³⁾。今日、一般的に所得概念を論ずる場合は、後者の概念がとられているが、それは前者の所得概念が、事前の意思決定目的のみとし意外の損得を除外したり⁽⁴⁾、貯蓄に向けられる部分を外して消費に向けられる部分のみを所得とする構成の仕方には著しく公平の観念に反することから受け入れられていない⁽⁵⁾。本稿においても後者の概念について概観していく。

2 包括的所得概念の系譜

包括的所得概念を歴史的にみれば、そのルーツは、19世紀ドイツ所得概念論争（1832年～1896年）の最後の論者シャントツの示した所得概念にまで遡ることが広く知られている。一般に「包括的」所得概念論争と呼ばれるこの名称は、論争に参加した多くの論者の所得概念がいずれも「制限的」に構成されていたのに対し、この論争の最後に登場し、論争を締めくくったシャントツの見解が最も「包括的」に構成されていたことに由来する。この概念論争が行われた後半期は、ドイツ近代有機国家観を背景に、課税の公平をめぐる、従来の「利益説」に代わって新たに「能力説」⁽⁶⁾がこの国に台頭してきた時期でもあり、「国税」としての「所得税」を主体として課税の公平を達成するためには、「所得概念」はどのように構成されなければならないかという問題意識の下で提示されたものである。後にこのシャントツの見解を理念として受け継いだヘイグ＝サイモンズの「純財産増価説的」な所得概念が、今日一般に「包括的」所得概念と呼ばれるのもそのために他ならず、米国を初めとする国際社会で広く所得の基本概念として受入れられていることは周知の事実である⁽⁷⁾。

3 制限的所得概念（所得源泉説）

1832年～1896年にかけてドイツにおいて展開された所得概念論争は、所得概念の構成の中に、原資維持基準⁽⁸⁾に加えてどのような基準を含めるべきかをめぐる論争であり、その見解は（イ）反復性基準、（ロ）生産力基準および（ハ）継続的源泉基準を各々加える3説に大別できる。そしてこれらの3説は、いずれも相続・贈与・遺贈・くじ・賭博および営業外の資産譲渡等の利得を所得の範囲から除外するという点で共通しており、一般に「制限的」所得概念と称されるのはこのためである。わが国では、このように所得概念をせまく構成する学説を一般的に所得源泉説の名で総称している⁽⁹⁾。

4 包括的所得概念（純資産増加説）

1832年～1896年にかけてドイツにおいて展開された所得概念論争を締めくくったとされるシャントは、先行研究を注意深くかつ批判的に研究したのちに、その誰よりも包括的な所得概念を構成した。すなわち、1896年に「所得概念と所得税法」と題する論文を発表し、いわゆる純資産増加説と呼ばれる考え方を明らかにしたのである。それによれば、何よりも「担税力」の指標としての「所得」ということを念頭におき、純収益ないし純利益等の概念が物とか企業、あるいは一定の活動との直接の関係を強調したものであるのに対し、所得の概念は、個人の経済力にかかわっていることを指摘し、「個人の所得を決定する際には、一定期間内にある個人にどれだけの独立した経済力が発生しているかを問わなければならない。換言すれば、自己の財産を消費せず、他人資本（債務）を持ち込むことなしに、どれだけの経済手段をこの期間に処分できるかを知らなければならない。」と論じた。そして所得を次のように定義したのである。すなわち、「概念を首尾一貫して確定しようとするならば、所得は、一経済体における一定期間中の純財産増加としてあらわれる。」

言うまでもなく、この定義によれば先の3説が除外した利得は、それが結果として富の増加をもたらすものである限り、所得の範囲に含まれることと

なる。このように、税負担の公平性という見地から、担税力を示す主要な指標と考えられた所得は、その帰属体とのかかわりにおいて、何が所得を構成するかという問いに対する答えと考えられてきた。そして帰属主体の経済力の増加はその源泉如何、反復性如何、もしくは生産力との関わりの如何を問わず所得を構成するという「包括的」ないしは「広義」所得概念が採択されたのである⁽¹⁰⁾。このシャンツの見解を基本的に受け継ぎ、今日租税理論上の所得の中心的定義として著名なヘイグおよびサイモンズの定義を以下概観する。

(1) ヘイグの所得概念

ヘイグによれば、欲求を満足させる能力の増加という観点から所得をとらえ、「所得とは、個人の経済力の2時点間の増加の貨幣価値である。」と定義した。この定義においては、「満足」それ自身ではなく、経済的欲求を満足させうる「力」に関係づけて所得が定義されている。したがって、この「満足」と「力」の差し替えによって、個人が実際に消費活動によって満足を得たか否かとは無関係に、そのような満足を達成できる力を持った時に個人が課税されることとなる。このように、ヘイグは「所得概念」を絶対的なものとしていたが、一方、課税所得については流動的で相対的な概念であることも認めている。つまり、課税所得は基本的には貨幣所得であり、価値の増加に課税するとしても、財産は販売するまで客観的に評価することができないから、結局、販売時一括課税という変則的実務の中で行われざるをえないことを認めているのである。しかし、ヘイグの理想はあくまで「増加はそれが客観的に評価可能になったときにはいつでも課税する」ということであり、資産価値の増加等をも所得の範囲に含めている。辻山教授は、ヘイグのこの古典的見解は、今日的視点からみてもきわめて新鮮で、少なくとも課税という側面から考える限り、所得の本質を突いている反面、ヘイグが議論の過程で当面棚上げにしていた「測定上の壁」が予想以上に厚く、完全な評価は不可能であるという現実の前ではその操作性に関し重要な問題を抱えていることを指摘している⁽¹¹⁾。

(2) サイモンズの所得概念

サイモンズは所得の定義に際し、ヘイグの見解に基本的に同調する反面、所得概念が単に評価の問題に帰着してしまうことを避け、「課税ベース」として出来る限り不公平さと曖昧さを最小限にするような方法で定義すべきであると考えた。そして、「所得とは、(1)消費に費やされた権利の市場価値と(2)期首と期末の間の財産権の蓄積の価値の変化の算術和である。」と定義したのである。言い換えれば、所得とは、「(a)一定期間の間に個人が何も消費(破壊)しなかった場合には、その期間の個人の財産権の蓄えの増加の価値あるいは、(b)個人の権利の蓄えの価値を変化させることなく消費しうる権利の価値」のいずれかの見積額であるとし、所得の結実・使途の面に着目して構成されているといえる。これに対し、ヘイグは個人にもたらされた所得の流入(経済的能力の増加)面に着目して構成されており、両者は実質的に同様のことを指しているという見方もできる⁽¹²⁾。

以上のとおり、ヘイグ＝サイモンズの包括的所得概念を概観したが、ここで注目すべきは、「実現基準」⁽¹³⁾を所得の概念に取り込むことは厳格に反対の立場を貫いていることである。すなわち、サイモンズによれば、「厳密に言えば、所得の計算のためには全ての資産と負債を毎期末に完全に再評価することが必要である。問題は、実務上、必要な価値の見積もりがいかによれば得られるかということである。そこに、実現基準が実務上の便宜として導入された理由がある。しかし、ここでの問題は行政の問題であり、定義上の問題ではない。」とし、セグリマンのように所得の定義の中に「実現」基準を取り込む見解とは一線を画していることである⁽¹⁴⁾。つまり、セグリマンが「実現」を所得の存在(前提)の要件としていたのに対し、ヘイグ＝サイモンズは所得測定の要件とされていることである⁽¹⁵⁾。

5 包括的所得概念の必要性

これまで概観した所得概念を制限的に構成することと包括的に構成するこ

とがどのような意味をもつのか、特に後者の必要性について金子教授は以下の点を挙げている⁽¹⁰⁾。

(1) 公平負担の観点

課税所得について問題となるのは、各個人について一定期間の間にどれだけ担税力が増加したかであり、ヘイグのように「財貨やサービスを支配する能力」と観念するか、カルドアのように「消費能力」と観念するかは別問題として、同一の担税力をもつ利得は同様に課税されることが、公平負担の原則の要求するところである。制限的所得概念を採用し、担税力をもつにもかかわらずある利得を課税の対象から除外することは、正面からこの原則に反することとなる。また、所得概念を狭く構成することは、累進税率の趣旨に反することとなる。すなわち、ある利得をそれが担税力をもつにもかかわらず所得の範囲から除外することは、それを累進税率の適用の外におくことを意味し、犠牲理論の表現を用いれば、より低い効用—したがってより大きな担税力をもつ利得を課税の対象外におくこととなる。これが公平負担の原則に反することは明らかである。このように、前者の場合を水平的公平と称し、後者を垂直的公平と呼ぶが、所得概念を狭く構成することは、いずれの観点からも反することとなる。

(2) フィスカル・ポリシーの観点

フィスカル・ポリシーの窮極的目標は、長期的な経済発展を維持することであり、そのためには、不況とインフレの両者を含む経済変動を最小限に抑える必要がある。その一つとし、減税等による租税政策があり、その場合、課税ベースがより広ければ、より小幅な税率の改正で初期の目標が達成できることとなる。一方、今日の財政制度は、政府の積極的措置をまたず、景気の変動をある程度自動的に緩和し、調整する力をもっているといわれる。いわゆる自動景気調整機能であるが、累進税率の採用はこの機能を発揮させることとなるが、より強化するには課税所得の範囲を広くすることが望ましいことになる。(法人税も、比例税率によっているにもかかわらず、法人所得の景気変動に対する反応が極めて敏感なため、非常

に大きな自動景気調整機能をもつといわれる。)

以上、経済学上の所得概念を概観したところによれば、今日米国を初めとする国際社会で広く課税上の所得の基本概念として受け入れられているのは、「包括的所得概念」あるいは「純財産増価的所得概念」であることを確認した。そこでこのような概念は、実定法上どのように採用されてきたかを次節で概観する。

〔注〕

- (1) 忠 佐市著「租税法要綱（第十版）」P92、P189
金子 宏著「所得概念の研究」平成7年、P10
- (2) 経済的現価所得概念については、辻山 栄子著「所得概念と会計測定」平成2年、P15以下を参照されたい。
- (3) 同 上 書 P13～P14
- (4) 同 上 書 P30
- (5) 金子 宏「所得概念の研究」著平成7年、P13～P14
- (6) 課税の根拠に関する「利益説」「能力説」について詳しくは金子 宏著「所得概念の研究」P1以下を参照されたい。
- (7) 辻山 栄子著「所得概念と会計測定」平成2年、P31～P34
- (8) もっとも早い時期に財政上の目的を主とする所得概念を構成したヘルマンによれば「所得を、一定の期間に個人によって受け取られ、彼の原資ないし基本財産を損なうことなしに消費することができる額である」と定義し、原資維持基準を掲げている。辻山 栄子著「所得概念と会計測定」P34～P35
- (9) 金子 宏著「所得概念の研究」平成7年、P16
- (10) 辻山 栄子著「所得概念と会計測定」平成2年、P36～P38
- (11) 同 上 書 P38～P48
- (12) 同 上 書 P48～P54
- (13) 「実現基準」の問題は本稿の重要テーマであり、この問題は第3章で検討するが、その際、セグリマンの「実現基準」の考え方も紹介する。
- (14) 辻山 栄子「所得概念と会計測定」著平成2年、P48～P54
- (15) 同 上 書 P56
- (16) 金子 宏著「所得概念の研究」平成7年、P27～P36

第2節 法律上の所得概念

わが国には、所得の法律概念について、経済的把握の方法と法律的な把握の方法を区別して対立的に論じようとする見解もあるが、二元的に論じられるべきでなく、経済的に観察し表現し理解されているものを、法律的にはいかに観察し表現し理解されるかという課題として一元的に構想されるべきであるという忠左市教授の見解⁽¹⁾に従い、第1節で概観した経済学上の所得概念が、わが国実定法上どのように反映されてきたかを概観してみよう。

1 所得税法上の所得概念

わが国、所得税は、明治20年（1887年）に、税収の増加と税負担の公平を図ることを目的として制定された。その内容はきわめて簡潔であり、且つそれに関する立法資料に乏しいため、そこでの所得概念がいかなるものであったかを究明することは容易でない。しかし、同法が、「凡ソ人民ノ資産又ハ営業其他ヨリ生スル所得」を課税の対象とすることとし（1条）、他方では「営業ノ事業ニ属セサル一時ノ所得」を課税の対象から除外していた（3条3項）ことから考えると、そこでは、継続的源泉からの収入ないしは継続的・反復的収入のみが課税所得を構成し、その他の一時的・偶発的・恩恵的利得は所得の範囲から除かれるという考え方が暗黙の前提とされているのではないかと考えられている。このような理解は、明治20年の所得税法が、制限的所得概念の支配的であったプロセインの法制を模範として起草されたという歴史的事情にも合致しており⁽²⁾、その後、度重なる改正を経ているが、戦前までは所得概念を制限的に構成していたと考えられる。これに対し、戦後の所得税法は大きな転換を遂げ、昭和22年の改正では、従来課税の対象から除外されてきた一時的・偶発的・恩恵的利得を課税の対象とし、所得の範囲を拡大している。さらに、シャウブ勧告に基づく昭和25年の税制改革では、利子所得ないし一時所得のいずれにも該当しない所得をダメ押的に雑所得として課税の対象として加えている。これは、納税義務者の担税力を増加さ

せる利得は原則としてすべて所得として課税の対象とするという考え方を示すものであり、包括的所得概念を採用したものと考えられる⁽³⁾。

今日の所得税法は、所得を包括的に構成し、何が所得であるかについては、その形式（金銭かそれ以外の経済価値か）および源泉の如何、継続性・反復性の有無等を問わず、納税義務者に新たに帰属し、その担税力を増加させるすべての経済価値が原則として所得を構成すると解するのが正しい解釈であり、また公平負担の要請に応ずるゆえんであると考えられる⁽⁴⁾。なお、実現が所得概念の要素とされるかどうかは、明文上は明らかでないが、所得税法はいずれの所得についても、その金額を収入金額または総収入金額として規定し（23条ないし35条）、いわば所得を「収入」の形態においてとらえている。収入という言葉や、通常の用法に従って、経済価値の外からの流入と理解する限り、所得税法は、原則として、収入という形態において実現した利得のみを課税の対象とし、未実現の利得＝保有資産の価値の増加益は課税の対象から除外していると解される⁽⁵⁾。

2 法人税法上の所得概念

わが国が法人所得に対して国税を課税したのは、明治32年（1899年）の第一種所得税からであり、昭和15年からは個人の所得に関しては所得税を、法人の所得に対しては法人税の名において課税したことについては第一章で述べたとおりである。創設当初の改正所得税法（明治32年法律第17号）では、法人の所得を、各事業年度の総益金から同年度の総損金、前年度繰越金および保険責任準備金を控除したものによるが、すでに第一種所得税を課税された他の会社から受けた利益配当および第二種所得税を課税される第二種所得は控除される（国債利子に課税されなくなった後は、その所得は除かれる）とされ、営利を目的としない法人の所得には課税しないと規定された⁽⁶⁾。しかし、法人の各事業年度の所得の概念については、その定義を設けていないため、課税所得の金額を計算することを目的とした前述の規定から理解するしかないが、おそらく、前記の個人所得の創設時と同様に「営利ヲ目的ト

セサル法人ノ所得」には課税しないとする規定から所得概念を制限的に構成していたものと考えられる。

しかし、この基本規定は、大正2年(1913年)の改正所得税法(大正2年法律第13号)で、保険会社にあつては各事業年度の利益金または剰余金により、その他の法人にあつては各事業年度総益金から同年度の総損金を控除した金額によると改められ、「営利ヲ目的トセサル法人ノ所得」には課税しないとする規定が削除されたのである⁽⁷⁾。この改正により、従来の所得概念の構成が変わったのか否かは、改正後の超概括的な法律の規定から、明らかにするのは困難であるが、当時の行政裁判所の判例⁽⁸⁾をみると包括的所得概念が構成されていたと考えられる。以来、今日に至るまで、法人税法上の所得の定義はされていないが、その概念は包括的に構成されているとする見解に異論は見当たらない。しかし、当初の法人所得課税においては、資産評価益をも含むヘイグ＝サイモンズ流の所得概念であった反面、今日では、未実現利得は課税所得とされておらず、同じく包括的所得概念とは言え、その内容に差異が認められる。そして、このような実定法上の所得概念の構成に対する解釈として、法人所得の概念には実現した所得に限るとするものと、本来、実現した所得に限らず未実現の利得をも含むとする見解がある。前者の立場をとる忠 左市教授は次のように述べている。

「法人の所得概念について正味財産増加説をとり、法人の所得構成要素とされる各事業年度の益金および各事業年度の損金の各概念をもそれによって理解するべきである。すなわち、法人の各事業年度の所得は、損益法に立脚して求められるべき、対資本主取引以外において実現された、法人の各事業年度末の正味財産の同事業年度首の正味財産に対する増高加を意味する。その増加は原則として原価を基底として評価し、評価増減をとり入れない(実現主義)。また、合理的な繰延資産および引当負債を加味する。したがって、比較の基底を時価におき、常に資産の評価増減を要素とし、かつ繰延資産および引当負債を基本的には否定しようとする財産法または発生所得説を意味づける特定の構造のもの」と区別される⁽⁹⁾。」

また、後者の立場を主張する金子 宏教授の見解は次のとおりである。

「法人税法上の所得概念は包括的に構成されていると解すべきである。したがって、取引によって生じた収益は、営業取引によるものか、営業外によるものか、合法的なものか不法なものか、有効なものか無効なものか、金銭の形態をとっているかその他の経済的利益の形態をとっているか等の別なく、益金を構成する。なお、法22条2項では、益金の意義について『取引にかかる収益』として観念していることから、原則として実現した利益のみが所得であるという考え方（実現原則）を採用し、未実現の利得を課税の対象から除外していると解さざるを得ない⁽¹⁰⁾。

このように、実定租税制度においては、未実現の利得を課税の対象から除かれるのは普通であるが、この理由は、(イ)伝統的に保守主義の名の下に、企業財産は原価で表示すべきであると考えられ、また、未実現の利得は不確実な利得であるから収益に計上すべきではないと考える、伝統的な会計理論ないし会計慣行の影響 (ロ)未実現の利得に課税するためには、すべての納税者の所有資産を把握し、それを定期的に評価することが必要であるが、それは、税務行政上著しく困難であるという点に求められる。しかしながら、わが国の制度が実現を所得概念の要素としているか否かに関しては、上述の理由並びに所得税法や法人税法で、一定の場合に未実現の利得を課税対象に加えていること⁽¹¹⁾を考え合わせれば、実現を所得概念の要素とは考えるべきでなく、未実現の利得も所得を構成すると解すべきである⁽¹²⁾。」

このように、両者の見解の相違は、「実現」の要件を所得概念の構成上いかに考えるかにかかっている。

この問題は、資産評価益等の未実現利得は、本来、所得概念に含まれるべきと解するのか否かという問題でもあるが、今日、時価会計の導入が議論される中、税務上、評価損益に課税すべきか否かにも係わる重要なテーマと考えられる。そこで、次章では課税所得概念構成上の要件とされる「実現」とは何かについて考察する。

〔注〕

- (1) 忠 左市著「租税法要綱」(第十版) P 99
- (2) 金子 宏著「所得概念の研究」平成7年、P 46～P 47
- (3) 同 上 書 P 47～P 49
- (4) 同 上 書 P 50
- (5) 同 上 書 P 73～P 74
- (6) 忠 佐市稿「シャープ税制の発足に至るまでの税務会計の進展」
税理1976年10月号V○L. 19 N○12 P 6
- (7) 同 上
- (8) 当時の判例として、次のものがある。
- ・第一種所得の益金中には、法人所有財産の時価昂騰による増価格、元本たる資産から生ずる果実の価格、元本たる資産の処分により生ずる利得の価格のようなものは、すべて包含され、営利の事業に属しない一時の所得にも課税される。(大正6年52号-大正6. 5. 17)
- 忠 佐市稿「シャープ税制の発足に至るまでの税務会計の進展」
税理1976年11月号V○L. 19 N○14 P 9
- ・各事業年度の総益金および総損金とは、その事業年度内における収入金、支出金というのと同義義なものではなくて、その事業年度内における財産および財産価額の増減をも包含する。(大正15年14号-昭和2. 7. 18)
- 忠 佐市稿「シャープ税制の発足に至るまでの税務会計の進展」
税理1977年2月号V○L. 20 N○2 P 18
- (9) 忠 左市著「租税法要綱」(第十版) P 193
- (10) 金子 宏著「租税法」(第四版) P 226～P 227
- (11) 金子教授によれば、次の点を挙げている。
- ・所得税法41条では、いわゆる収穫基準を採用し、収穫時の価格に相当する金額を収穫の年の総収入に算入することとしていること。
 - ・所得税法59条では、資産の無償または低額の譲渡のうち、一定の場合について、時価による譲渡があったものとみなす旨を定めていること。
 - ・所得税法25条第2項や法人税法24条第2項で、利益積立金額の資本へ組入れ等、法人の資本構成の変化によって、一株当たりの資本金額が増加した場合には、その増加金額を各株主の持株数に乗じた金額をもって、各株主への利益の配当とみなして、課税の対象としていること。
- (金子 宏著「所得概念の研究」P 74～P 76参照)
- (12) 金子 宏著「所得概念の研究」平成7年、P 74～P 76

第3章 実現基準の生成と沿革

第1節 米国租税法上の「実現基準」の生成と沿革

1 米国租税法上の「実現基準」の生成

(1) アイズナー対マッコンバー事件

所得概念を包括的に構成する場合でも、経済学上の所得概念では、シャイツやヘイグのように未実現の利得も所得を構成するとされるのに対し、実定法上では、未実現の利得を課税対象から除かれており、この点が、所得の経済的定義と法的定義の最も大きな相違とされている⁽¹⁾。

実現の観念が明確な形で問題とされたのは、米国においてであり、この問題に対する古典的先例が、アイズナー対マッコンバー事件⁽²⁾に対する、米国最高裁判所の判決である。

米国では、憲法修正第16条の「連邦議会は、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず、----- 所得に対して租税を賦課徴収することができる。」という規定に基づいて所得税制度が作られているのであるが、連邦最高裁判所は、アイズナー対マッコンバー事件の判決において、修正第16条の意義における所得と叫ぶためには、資本から分離され実現された所得でなければならず、単なる投下資本の価値の増加、すなわち未実現の利得は所得ではない旨を判示し、実現が所得の要素であるという考え方が、判例上確立した⁽³⁾。

(2) セグリマンの理論

この判決の論拠は、米国の財政学者の第一人者であったセグリマンの理論に強く影響されているといわれる。この理論の特徴は、シャイツやヘイグと同様の所得構成をとりつつ、所得の本質的属性として実現と分離をあげている点である。まず、実現については、「個人または社会の真の富は、われわれが所得と呼ぶ満足の流入から成り立っているから、それが所得であるといえるためには、満足が実現され〔現実のものとなら〕なけ

ればならない。

又、分離については、「所得は、それを生み出す人ないし物から切断され分離された何かでなければならぬ」として、分離が所得の要素であることを力説している。

さらに、資本と所得との区分については、資本は一定の時期における富や効用のストックであり、所得は一定の期間における富や効用のフローであるという伝統的な考えをとりつつ、資本は、それが生み出す効用ないし所得を現在価値に換算して資本化したものであり、その意味で資本は「未実現の所得の束」であるという考え方を明らかにしている。例えば、樹木の成長による森林の価値の増加の結果生ずる利得は、分離されていないから所得ではなく、資本価値の増加である。樹木が伐採された場合に、この利得は所得となるが、その時点までは、それは「未実現の所得」にすぎないとする。

以上の理論から、株式配当においては、分離と実現の二つテストに照らせば、配当株式の額面額の総計に相当する金額が会社資産から分離されておらず、また株主は実現された利得を得ていないから、株式配当は所得ではなく資本価値の増加の表象にすぎないこととなる⁽⁴⁾。

このようなセグリマンの理論は、米国租税判例に大きな影響力を持っていたが、その理由は、セグリマンが「課税目的」の所得概念を提示しようとしていたことや所得概念の中に「実現」ないし「分離」基準を組み入れることによって所得から評価益を除外する見解を、結果的に当時の会計実務と矛盾なく結び付きえたということである⁽⁵⁾。そして、このマッコンバー判決に示されていた「実現」は、今日のように所得認識のタイミングにかかわる概念としてでなく、むしろ資本と所得の区分の基準として提示されていたと考えられている⁽⁶⁾。

2 米国租税法上の「実現基準」の沿革

1920年のマッコンバー判決に代表されるような、「分離」に基づき所得を

識別する基準として「実現」を捉える判例の見解から、既に発生している経済的利得を課税所得に算入するタイミングの問題として実現を捉える判例の見解への転換は、1940年に相次いで出されたホースト判決⁽⁷⁾とブルー判判決⁽⁸⁾を通じて決定的となったと言われる⁽⁹⁾。

この二つの判決は、実現を、「課税を正当化するほどに十分に確実に客観的になった時」とであるとみる見解を明確に示すことにより「実現」の解釈の転換を図ったとされるが⁽¹⁰⁾、この点、金子教授はホースト判決について次のように述べている⁽¹¹⁾。

「本判決が実現の観念について示している考え方は、きわめて興味ぶかい。本判決は、形式的には、実現した利得のみが所得であるという考え方をとっているが、支払期が未到来の社債利子請求権の家族への移転について、それに伴って生ずる満足に着目して所得の実現を認めているのであって、ブルー判判決の場合と同様に、ここでも実現の概念の著しい拡大が見られる。特に注目されるのは、本判決が、実現を『課税に適する事件』としてとらえ、行政的便宜に基づくものであると述べていることである。これは、実現を所得の要素と見るマッコンバー判決のカテゴリカルな考え方を放棄ないし否定したものと理解することができるであろう。」

結局、米国連邦所得税においては、マッコンバー判決に代表される判例が示した実物ないしは効用の「分離」と表裏一体のものとして観念されていた「実現」概念が、1940年以降、ヘイグ＝サイモンズ流の所得概念が担税力の指標としての所得概念として広く受け入れられることによって、「実現」を課税に耐えるタイミングを表すものとして捉える考え方が一般的となっていった。しかし、その内容は、「実現」を「分離」とは切り離しながらも、依然として「取引」と結びつけ、この「取引」概念の拡張を通じて「実現」の指標を拡張する方向に進んでいると言われている⁽¹²⁾。

〔注〕

(1) 金子 宏著『所得概念の研究』平成7年、P57

(2) 本件では、株式配当が利益の配当として所得に当たるかどうか争われた。

(税経通信 25巻第6号 金子 宏稿「所得概念について」P59)

詳しくは、次の文献を参照されたい。

・金子 宏著『所得概念の研究』平成7年、P58以下

・辻山 栄子著『所得概念と会計測定』平成2年、P199以下

(3) 税経通信 25巻第6号 金子 宏稿「所得概念について」 P57

(4) 金子 宏著『所得概念の研究』平成7年、 P60～P62

(5) 辻山 栄子著『所得概念と会計測定』平成2年、P54

(6) 同 上 書 P213

(7) 同 上 書 P178～P180

ホースト判決は、寄贈者が、課税対象年度に社債の利札を切り離し、これを受贈者に贈与し、同年度中に同社債利札の満期日が到来し、受贈者に利息が支払われた場合、寄贈者にとって課税所得は実現しているか否かについて争われたものである。

(8) 同 上 書 P180

ブルーン判決は、土地の賃貸借契約にあたって、当該土地の上に賃借人が建築した建物はいつ地主にとって課税所得とされるかについて争われたものである。

(9) 同 上 書 P178

(10) 同 上 書 P180

(11) 金子 宏著『所得概念の研究』平成7年、P70～P71

(12) 辻山 栄子著『所得概念と会計測定』平成2年、P216

第2節 法人税法上の「実現基準」の沿革

1 昭和40年改正前における収益認識基準の動向

わが国の法人税制では、第2章で述べたとおり包括的所得概念を採用しているが、その場合に、実現が所得概念の要素とされているかどうかは、明文上は明らかでない。所得概念の構成が、立法政策の問題とすれば⁽¹⁾ 規定上の解釈から解明するしかない。

法人の所得に対して国税が課税されたのは、明治32年の第一種所得税にまるが、その後、昭和15年から、法人の所得に関しては法人税の名において課税することとなった経緯はすでに述べたとおりである。ところで、当時の所得計算に関する規定は、「総益金から総損金を控除する」ことのみであるこ

とから収益の計上基準を明確にできないが、資産の評価益まで課税所得に含むとする当時の判例の動向⁽²⁾や昭和25年9月25日直法1-100(旧)法人税法基本通達の51「総益金とは、法令により別段の定めのあるものの外資本の払込以外において純資産増加の原因となるべき一切の事実をいう。」の定めからみると、発生主義を前提にした所得の認識基準でなかったかと推測される。このような概略的な所得計算規定は、昭和40年の法人税の全文改正により所得の計算構造が、より具体化されることとなる。

2 昭和40年改正による「実現基準」の内容

- (1) 昭和40年の法人税法の全文改正により、第22条に所得計算規定が定められ、その2項では益金の額に算入すべきものとして、次のように規定された。

[第22条2項]

「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」

この条文は、当該事業年度の益金の額に算入すべきものの内容を明らかにし、「別段の定めがあるものを除き」とする定めから、法第23条から法第28条及び法第62条から法第65条等について特別の規定を置いている。ところで、ここで検討すべき問題点としては、「益金の額」の中味の問題と収益の発生をいかなる基準によって認識するかという問題である。

- (2) まず、「益金の額」の中味として法第22条2項では、益金の額に算入すべきものの取引を例示していると解されるが⁽³⁾、益金の内容について法令では明らかにされておらず、結局、解釈の問題とされる。その内容について法第22条2項では、益金の範囲を「別段の定めがあるものを除き --- 資本等取引以外のものに係る ---- 収益」と規定するものの、税法上かかる「収益」の概念についても規定されていない。この益金と収益の関

係ついで、中村教授は次のように述べている⁽⁴⁾。

「課税所得の積極的（増加）要因である益金の額には、別段の定めがあるものを除き、損益取引に係るあらゆる取引による収益の額が算入される。一方、企業会計における収益は、一般に、商品などの販売、役務の提供などの経常的・反復的な経済活動により取得した財貨を意味する概念として用いられ、臨時的・非反復的な経済活動から生ずる概念としての利得と区別される。しかし、法人税法における益金を構成する収益の意味は、損益取引によるあらゆる取引に基づいて終局的に出資者に分配が可能となる所得の増加要因となる一切の価値増殖を含むものとして把握されるものであり、上記の意味における収益と利得を含む概念であることが予定されている。したがって、棚卸資産の販売はもちろん、投資による利益、固定資産の処分による利得、受贈益、債務免除益、資産の評価益（ただし、別段の定めにより限定される）なども収益の額に含まれる。」

この見解によれば、法人税法上の益金の内容と法第22条2項でいう収益の内容は同じものであり、その収益内容は会計上の収益内容よりも広く、経済的価値の増殖をもたらすものであれば、その源泉・形態を問わず収益として益金に算入されることとなる。このような見解の妥当性は、立案当局からの説明でも明らかである。すなわち、「収益」の内容に関する説明によれば、法人税法の収益範囲は会計上のそれよりも広いことを述べており⁽⁵⁾、また、（旧）法人税法基本通達51で定めていた益金の定義を、あえて定義するまでもなく当然のこととして廃止したが、その理由を考えれば⁽⁶⁾、廃止通達に定められていた「益金とは ----- 資本等取引以外の取引により純資産増加の原因となるべき一切の事実をいう。」とする規定の趣旨を現行法上でも斟酌されるべきものと考えられるからである。

- (3) 次に収益の発生をいかなる基準によって認識するかという問題である。この点に関しても中村教授の見解を紹介すれば以下のとおりである。

「益金の額に算入される収益の年度帰属について法人税法22条2項は、

『当該事業年度の収益の額』と規定しているにすぎないが、これは、当該事業年度に帰属すべき収益の額という意味である。本来は、当該事業年度において実現した収益というべきところである（草案ではこの考え方を示していた）が、『実現』という用語は、主として企業会計上の概念であって、これをもって十分に期間帰属の問題を賄えるかどうかは議論の存するところである。

すなわち、(イ)『実現』という概念は、主として販売基準を主体として成立しているものと考えられ、役務の提供に対する収益の認識基準としては必ずしも明確ではないこと、(ロ)通常の販売の場合にも、具体的にいかなる時をもって実現の時期とするか問題があること、(ハ)法令用語として収益計上について『実現』という用語が用いられている例がないこと、などから成案では特例基準として割賦販売、延払基準、工事進行基準を規定するのみで、原則的な収益の認識基準については定めていない。」⁽⁷⁾

また、立案当局の説明でも同様の説明がなされており⁽⁸⁾、収益の認識基準としては実現主義を前提していると理解される。そして、具体的な収益計上基準はあらゆる取引について法律で一括して規定する困難さから、割賦販売、延払基準、工事進行基準を除き法人税基本通達により明らかにする構造となっている。

3 通達・判例における収益認識基準の変遷

(1) 収益の発生を、いかなる基準によって認識するかという問題に対する現行の解釈は上述のとおりであるが、この解釈の前提となる規定は、昭和40年の法人税の全文改正によるものであり、それ以前の規定は明治32年以来すこぶる簡単であったことも既に述べたとおりである。そこで、明治32年から昭和40年の改正に至る間、収益の認識基準がどのように変遷してきたか、通達・判例を参考に確認してみたい。

① 行政解釈の指針として注目すべきは、大正9年の大蔵大臣達「所得税

法施行上取扱方心得」である。この取扱は、損益金の範囲その他税法上の細目にわたる指針が国税当局に示されたものであり、その後、昭和2年の主税局長通牒「所得税取扱方」への先駆となったものとされる⁽⁹⁾。さらには、昭和20年の9月に公開された大蔵省主税局の「法人各税の取扱」に要約されるが、国税庁発足後の通達で益金の定義を定める注目すべきものは、昭和25年9月25日直法1-100による「法人税基本通達の制定」、昭和40年11月30日直審(法)84の「改正法人税法(昭和40年3月改正)等の施行に伴う法人税の取扱いについて」、昭和44年5月1日直審(法)25の「法人税基本通達の制定について」であろう。

- ② 大正9年の大蔵大臣達では、益金の定義は定められず、その取扱いが明らかにされたのは昭和2年の主税局長通牒においてである。それによれば、「法人ノ総益金トハ資本ノ払込以外ニ於テ純資産増加ノ原因トナルヘキ一切ノ事実ヲ指スモノナルヲ以テ会社カ額面以上ノ価格ヲ以テ株式ヲ募集シタル場合ノ額面超過額及株式ノ消却又ハ切下等ノ場合ニ於ケル計算上ノ差益ト雖之ヲ益金ニ計算スヘキモノトス」(主税局長通牒二十五)と定めており、さらに、主税局長通牒二十で「法人ノ資産評価ニ因ル増減差額ハ之ヲ総益金又ハ総損金中ニ計算スヘキモノトス」とされていた。これらの取扱いからは、非常に広範な利得を発生した時点で課税所得の対象としていたことが窺われる。

次に、昭和25年の法人税基本通達51では「総益金とは、法令により別段定めのあるものの外資本の払込以外において純資産増加の原因となるべき一切の事実をいう」と定め、昭和2年の主税局長通牒では益金とされた資本積立金に相当する部分が、課税所得から除外されることとなった。しかしながら、資産の評価益に課税する規定(施行規則第17条)が存すること、又、通達による益金の定義及び売買損益の帰属の時期の定め(旧通達二四九⁽¹⁰⁾)から、従来どおり収益の認識は発生基準によっていたと考えられる。一方、この点に関し、旧通達二四九の但し書きの定めから既に収益の認識

は実現主義によっていた⁽¹¹⁾とし、資産評価益の益金算入についても、
「一定の価値の裏付を有する固定資産が、決算上その価値に応じて評価され、これを基礎として会計内容が客観化されるのであるから、固定資産の価値は、かかる決算による客観化により、ある意味においては実現したものとして取り扱っても不当ではない。」⁽¹²⁾とする見解もみられる。しかしながら、後述する判例の動向でも窺われるように、収益の認識基準としては発生主義が大勢を占めていたものと思われるが、ただ、ここで注目すべきは、行政解釈として「引渡」すなわち実現を意味する文言が示された点であろう。この「引渡」をメルクマールとした収益計上の思考は、この後の昭和35年には直法1-60による基本通達の改正の中で【請負による損益の計上時期】として、「請負による損益については、物の引渡しを要する請負契約にあってはその目的物の全部を完成して、相手方に引き渡した日を含む事業年度において ----- 益金に算入し ----- 」と定められるように、税務執行上収益の計上時期の認識は、商品や製品等の販売に限らず、その他の収益の計上時期についても実現主義へと変化していたと考えられる。

- ③ そして、昭和40年の法人税法改正では、上述のとおり法第22条2項の規定が設けられ、収益の認識は実現基準によることが明らかにされるとともに、従来の益金定義の通達も改正されるに至っている。すなわち、従来の規定では「総益金とは ----- 別段定めのあるものの外資本の払込以外において ----- 」とされていたものが、新通達では「益金とは ----- 別段定めのあるものの資本等取引以外において ----- 」と改正されたのである。この通達改正趣旨は、収益の意味も明らかでなく何が益金であるかもはっきりしないので、従来の考え方を踏襲することとし法人税法改正による文言との平仄を合わせるためとしているが⁽¹³⁾、本法同様の実現基準が適用されることを明確にした改正として理解すべきものと思われる。

特に、本法や通達において「取引」という文言が使われているが、そ

これは、実現基準を適用する一つのメルクマールとして注目すべきものであると考えられる。この「取引」の意味について、金子 宏教授は、未実現利得が法第22条2項の課税所得に含まれないとする見解の中で次のように述べている。

「法人税法は、課税対象たる所得を、益金の額から損金の額を控除した金額として規定した上、益金を、資本等取引以外のものに係る収益の額としてとらえている。取引の観念は、自己以外の者との関係において初めて成り立つものであるから、未実現の利益は原則として課税の対象から除かれていると解さざるを得ない。」⁽⁴⁾と説明している。

- ④ このように昭和40年の法人税法改正を機に、通達の定めも実現基準の適用方針が示されたものと解せられるが、より明確にされたのは、昭和44年の法人税に関する通達について全面的な見直しが行われてからと思われる。

この改正では、法令の解釈上疑義がなく、特に定める必要がないとして益金の定義規定は削除され、又、収益の計上時期も販売の態様に応じ細かく定められた。特に、これまで議論のあった旧通達二四九（売買損益の帰属の時期）に定められた売買契約の効力発生の日で益金に計上するとした規定は改められ、棚卸資産の販売による収益の帰属時期は引渡し基準によることを明確にし（基通2-1-1）固定資産の譲渡による収益の帰属時期は引渡し基準を原則としながら、法人が契約の効力発生の日以後引渡しの日までの間における一定の日に収益を計上した場合にはこれを認める（旧基通2-1-3）こととされた。

このように、通達上も従来の発生基準から実現基準への変化が認められるに至り⁽⁵⁾、更に、昭和55年の基本通達改正により、課税上著しく不均衡とならない限り、継続性を前提としてできるだけ企業の実務を認める方向が示され、現在では、企業会計と税法との間にさしたる差異は生じてないと言われるまでになっている⁽⁶⁾。

- ⑤ 最後に、判例の動向について概観すると、益金の認識時期の解釈は昭

和44年の法人税基本通達の制定を境に大きな変化が認められる。すなわち、昭和44年以前までの判例の傾向は、損益の帰属時期として「発生主義」ないし「権利発生主義」によるべきとするものが多く見られる⁽¹⁷⁾のに対し、昭和45年以後では、「発生主義のうち権利確定主義による」とするものや「実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したとき」と判示するものが多くみられ⁽¹⁸⁾、さらには、「実現」を認識する指標として「確実性」と「客観性」を必要とする判例も見られる⁽¹⁹⁾。

4 権利発生主義と権利確定主義

このように、判例上も収益の認識を発生主義（権利発生主義）から実現主義（権利確定主義）へと変化させているのは明らかと思われるが、ここで言われる発生主義や実現主義さらには権利確定主義といった概念の関係については以下のように理解すべきものとする。

発生主義は、費用・収益を事実の発生時点で認識する基準であるが、特に収益の認識については、企業経理における客観性および確実性の要請から収益が実現したときに認識するいわゆる実現主義によるのが原則である。この実現主義は、(a)財価又は役務の外部への販売又は提供(b)現金又は現金等価物（手形や売掛金等）の取得による対価の成立という二つの要件を満たしたときに収益を認識し計上する基準であり、この要件は、一般に販売時点において成立するため、実現主義を販売基準と同意義に解される場合が多いが、実現主義の一形態と考えるべきものである⁽²⁰⁾。このような理解の下では、通達で定める引渡基準も実現主義の一形態として捉えることができる。

次に権利発生主義及び権利確定主義についてであるが、法人税法上ではこのような用語はどこにも見当たらない。もっぱら、旧基本通達二四九本文が権利確定主義を指しているとの説明が、いつからとはなく通例化したと言われており⁽²¹⁾、多くの判例を通じて、一般に収益の認識基準として権利確定主義を採るものとされてきたようである⁽²²⁾。そして、その意味するところは、当初の判例では発生主義を指すものとして使われていたものと解される。

特に、昭和32年2月27日、金沢地裁判決では「近代法人企業にあっては課税の明瞭、確実を期する上において講学上のいわゆる現金主義によっては到底正確な損益を把握することができないから、収入すべき債権の確定、支払うべき債務の確定をもって基準とするいわゆる発生主義（権利確定主義）によるのが相当であるといわねばならない」と判示し、発生主義と権利確定主義を同内容のものとしており、当時の収益計上の考え方を示した注目すべき判決と思われる⁽²³⁾。

この他、同内容の判例は（注17）に示すとおりであるが、昭和34年2月27日、京都地裁判決のように、売買契約の効力の発生日を基準とするものを権利発生主義と呼び⁽²⁴⁾、旧基本通達二四九の但し書きにある引渡基準を権利確定主義と区分した判例もあるが、おおむね昭和40年半ば頃までは、権利発生主義や権利確定主義を発生主義と同一の内容とみる傾向にあったと解される。

そして、今日的な解釈は、権利確定主義は実現主義と同一内容の異なる表現にすぎないとする見解や⁽²⁵⁾ 会計学上の収益認識・測定原則である実現主義の原則は、法学的概念をもっていうならば権利確定主義にほかならないとする見解⁽²⁶⁾ に集約されると考えられる。判例上も、昭和52年7月25日、東京地裁判決（注18参照）で、収益の計上基準を財貨の受渡しに伴う権利義務の確定に求め、それを権利確定主義とする考え方を示すに至っている。

【注】

- (1) 金子 宏著『所得概念の研究』平成7年、P73
- (2) 第1章 資産評価の沿革で示した判例の外、資産の評価益の益金算入を是認する裁判例として、次のようなものがある。

・行裁，昭和41・2・29

「商法の規定によれば、資産の時価の差額額を益金となすこと明らかであるから、税法上の総益金中には資産の時価の差額額、即ち評価益を包含するものというべきである。」

・行裁，大正4・12・15

「会社が合併した場合には、被合併会社の権利義務はすべて合併会社が承継するものであるが、両会社はあくまで別個の法人であるから、会社合併に際し、被

合併会社の財産に評価増額がある場合には、その評価益は被合併会社の益金として計上すべきであって、合併会社の益金として計上すべきではない。」

（「法人税法コンメンタール（1）」税法研究所編 A2037～A2038）

- (3) 「法人税法コンメンタール（1）」税法研究所編 A1855～A1856
- (4) 「税務会計における基本問題」税務会計研究学会 第3号
中村 利雄稿「益金の額に算入される収益の範囲」 P44～P45
- (5) 立案当局によれば「収益の内容ですが、商品の販売の場合には売上高、役務の提供の場合には収入を意味するように利益とは異なりグロスの概念です。この収益という用語は会計上広く使われており、財務諸表規則その他の法令においても使用されているところですが、法人税法は収入金額に近い意味において使われているものと考えられます。ただ、収入金額では評価益等が含まれないこととなるので収益という言葉が用いられたのですが、資産の贈与により生ずる収益等が含まれている点で、企業会計上の用語としての収益とその範囲が若干異なることとなります。」と説明している。

（「法人税法コンメンタール（1）」税法研究所編 A1861）

- (6) 昭和44年に通達の整備が行われた際に廃止された（旧）法人税法基本通達51では「益金とは、法令により別段の定めのあるものの外資本等取引以外の取引により純資産増加の原因となるべき一切の事実をいう。」と定められていた。この廃止の理由は「法令に規定されており、または法令の解釈上疑義がなく、もしくは条理上明らかであるため、特に通達として定める必要がないと認められたことによるもの」とであるとされている。

（武田 隆二著 『法人税法精説』 昭和57年、P35）

- (7) 「税務会計における基本問題」税務会計研究学会 第3号
中村 利雄稿「益金の額に算入される収益の範囲」 P52～P53
- (8) 立案当局は以下のとおり説明している。

「この点について、当該事業年度において実現した収益の額とするべきかどうかについて検討の行われたところではありますが、この実現という用語は主として企業会計の用語であって、この実現という用語の確定した内容というものも必ずしも統一的に解されているかどうかについて疑問があるのみならず、現在の税務慣習上の収益計上時期についての取り扱いがこの実現の内容にほぼ近いものと考えられるとしてもこれが一致するという保証がないため、実現という用語を用いることが避けられることとなったものです。なお、この収益の額をどのような基準によって当該事業年度に帰属させるべきか、あるいはいかなる表現によって具体的にその帰属関係を明らかにするかについては、なお今後の検討にゆだねられている事項と考えられます。」とし、また、検討過程について、「この問題については各取引を項目別に分けて、そして各取引についての年度帰属のメルクマールを検討してみたわけですが、非常にむづかしい。種類が非常にあって、考えてみると財産の移転という問題がまず出てきますけれども、その場合に所有権だけでその移転というものを考えていいのかどうかと、こういう問題がまず出てくるわけです。次にサービス関係の

問題、あるいは贈与を受けた場合にいつをもって実現の時期とするか、あるいはこれ以外の各種の無名契約などがありまして、いろいろな問題がたくさん出てくるわけです。会計的には未収収益の問題、あるいは債務免除益の問題、これらを一つ一つ税法において規定するということがこの段階において適当かどうかということが非常に問題になりまして、この際むしろ包括的な意味での実現主義を意味する『の』という表現とされたわけです。」

（「法人税法コンメンタール（1）」税法研究所編 A1872～A1874）

(9) 忠 佐市稿「シャープ税制の発足に至るまでの税務会計の進展」

税理1976年11月号V○L. 19N○14, P16

(10) 旧法人税基本通達二四九

「資産の売買による損益は、所有権移転登記の有無及び代金支払の済否を問わず売買契約の効力発生の日属する事業年度の益金又は損金に算入する。但し、商品、製品等の販売については、商品、製品等の引渡の時を含む事業年度の益金又は損金に算入することができる。」

(11) 吉国 二郎著『法人税法』昭和41年版 P224～P225

「企業活動の中心をなす商品、製品等の販売については、商品、製品等の引渡の時を含む事業年度の収益または損金に算入することができるといっているのであって、むしろ本則はこのただし書きにあるということができよう。-----、企業会計という販売基準に合致するものである。」

(12) 吉国 二郎著『法人税法講義』昭和29年版 P151

(13) 内藤 清博稿「法人税法等の前文改正に伴う既往通達の改正について」

税経通信 1965年12月第20巻第14号、 P152

(14) 金子 宏著『所得概念の研究』平成7年、P74

(15) この点、武田隆二教授は「この通達改正により、収益計上基準として税法権利発生主義から権利確定主義への『原則』の移行が生じた。」と述べている。（武田隆二著『法人税法精説』昭和57年、P91）

(16) DHC 会社税務釈義 I P1430

(17) 損益の帰属時期として「発生主義」ないし「権利発生主義」によるべきことを示した判例としては次のようなものがある。

（国税課税関係判決要旨集Ⅲ 国税庁編 P2729～P2732）

- ・法人企業にあっては、損益発生時期は原則として権利発生主義によるべきである。（昭和24. 8. 6 大阪高等）
- ・法人税法上損益の計上は原則として発生主義（権利確定主義）によるべきである。（昭和38. 12. 16 新潟地方）
- ・信用取引が広く行われる現代企業の会計において、所得の帰属年度、損益認識の基準としての発生主義の原則は、一般に認められている原則であり、法人税法も昭和40年法律第34号による改正前から、その全体の構成からみて原則として発生主義を採用していると解される。（昭和41. 2. 11 東京地方）

なお、昭和40年以前の判例分析としては、税理21巻10号 碓井光明稿「収入金

額・収益の計上時期に関する権利確定主義についての若干の考察～その生成と展開」が詳しい。

- (18) 損益の帰属時期として「発生主義のうち権利確定主義による」よるべきとする判例や「実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したとき」と判示した判例としては次のようなものがある。

(国税課税関係判例要旨集Ⅲ 国税庁編 P 2735～P 2739)

- ・企業会計原則によれば商品の販売による収益は実現主義によるものとされ、また、法人税法基本通達二四九のただし書は「商品、製品等の引渡の時を含む事業年度の益金に算入することができる。」としている。右通達のただし書は、商品、製品等が主として動産たることに着眼した立現であって、不動産が商品として販売された場合については、これに伴い所有権移転登記または引渡のいずれかがなされた時に販売が実現したとみて、これによる収益をその時点を含む事業年度に算入すべき趣旨に解するのが合理的である。(昭和46. 5. 12 東京地方)
 - ・法人税法は、期間損益決定のための原則として発生主義のうちいわゆる権利確定主義をとっているものであり、益金(収益)についてはその收受すべき権利の確定した時を事業年度帰属の基準としているものであって、権利実現のときを基準としているものではないと解される。(昭和52. 7. 25 東京地方)
 - ・収益の実現がいつ行われたかを示す認識基準としては、課税の公平を図るため、画一的かつ明確な基準によることが望ましく、法人税法22条(各事業年度の所得の金額の計算)4項の規定の趣旨にかんがみると、その収益の原因となる権利が確定したときにその実現があったものとして、右権利確定の時期の属する年度分の課税所得として計算するといういわゆる権利確定主義によるのが相当であり、右権利確定の時期は、それぞれの権利の特質を考慮して決定されるべきものである。(平元3. 16福岡高等)
- (19) 「実現」の認識基準を示した判例としては次のものがある。
- (国税課税関係判例要旨集Ⅲ 国税庁編 P 2738、2739、2741・15)
- ・収益の実現とは、販売による財貨の移転等によって発生した価値が、客観的にみて確実となったと認められるような状態となり、かつ会計的に、当該取引について仕訳記帳がしうような客観性と確実性を備えるに至ったことを指すものと解される。(平3. 12. 19大阪高等)
 - ・法人税法は収益の計上の原則的基準については明文の規定をおかず、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準について計算されるものとする。」(22条4項)と規定するにとどまっているが、～中略～収益実現時期の確認に際しては、反対給付の負担を伴わない等資産・負債の変動が会計記録上で認識計上を正当化するに足るだけの確実性及び客観性を具備するに至った時点が一応の指標となると考えられる。(昭和61. 9. 25大阪地方)
 - ・税法上所得金額の算定にあたって帰属事業年度の決定は益金となるべき事実関係が単に生じたというにとどまらず、一定の経済的利益の変動が金額、安定性等の面で課税適状にあるとみとめられる程度に「確定」した段階に至った時期による

- べきものと解すべきである。(平元. 7. 13最高)
- (20) 「税務会計における基本問題」税務会計研究学会 第3号
中村 利雄稿「益金の額に算入される収益の範囲」 P53～P54
- (21) 税理20巻11号(1965年)「権利確定主義の内容」清水敬次稿P9
忠 佐市著『課税所得の概念論・計算論』昭和55年、P399
- (22) 「税務会計における基本問題」税務会計研究学会 第3号
柳 裕治稿「収益の認識基準とその特例」 P128
- (23) 税理21巻10号(1978年)「収入金額・収益の計上時期に関する権確定主義について
の若干の考察 ～その生成と展開」碓井光明 P8～P9
- (24) 武田隆二教授も旧通達二四九本文は、権利発生主義を示すものであると述べてい
る。(武田 隆二著『法人税法精説』昭和57年、P90)
- (25) 「税務会計における基本問題」税務会計研究学会 第3号
中村 利雄稿「益金の額に算入される収益の範囲」 P55
- (26) 武田 隆二著『法人税法精説』昭和57年、P91

第3節 企業会計上の「実現基準」の生成

1 わが国の「実現基準」の生成

わが国の企業会計において適用されている収益の認識基準は、実現主義によるとされるが、この基準が公的に明らかにされたのは昭和24年に設定された企業会計原則においてである。それによれば、損益計算書原則三Bで「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り」とされ、この実現主義の原則の適用を本則的なものと考えている。その意味するところは、財・サービスの提供もしくはその代金回収の段階において、収益が獲得されるとの考え方を基礎に、販売もしくは販売代金の回収という事実にもとづいて収益を計上することを要請する規範理念である⁽¹⁾。そしてこの原則の適用を税法でも認めるよう、昭和27年6月16日「税法と企業会計原則との調整に関する意見書について」で公表したところであり、現行税法にも大きな影響を与えてきたと推察される。

ところで、この実現主義の要件については、(a)明確な買取意思に裏付けられた財・サービスの提供と(b)その対価としての流動資金の流入の二つの

条件が満たされる必要があるとする見解⁽²⁾ や(a)所有権移転の意思をもつ給付の引渡しと(b)特定資産の取得(ないし負債の弁済)であるとする見解⁽³⁾ さらには(a)財貨又は役務の外部への販売又は提供と(b)現金又は現金等価物(手形、売掛金等)の取得による対価の成立とする見解⁽⁴⁾ のように取引の完了と流動性のある受取資産の取得を条件としていると理解される。それは、税法に当てはめれば会計上の実現主義が法的概念としては権利確定主義であり、その要件は債権の確定すなわち(a)債権の成立と(b)当該債権に基づいて債務者に対し具体的に債務の履行を訴求しうる状況が発生していること(債権請求の確定性)の二つの条件⁽⁵⁾ に置き換えられるものであり、会計上の実現主義の要件とは実質的に異なるものではないと考えられる。

このように、「実現」の要件については、現在、会計上のものと税法上とは表現の違いはあっても実質的には異ならないと考えるが、そもそも実現主義という概念はどのような変遷を経てきたのであろうか。わが国では、昭和24年に企業会計原則の制定により公的にあきらかにされたことは既に述べたとおりであるが、その経緯は、第二次世界大戦後の経済的荒廃を背景に、企業会計制度の統一をはかり、もってわが国経済の民主的で健全な発達のための科学的基礎を与える目的で、アメリカの会計原則を継受して設定されたものとされている⁽⁶⁾。企業会計原則設定後における「実現主義」の概念については、昭和49年の企業会計原則の修正により、「実現」の意味する内容に一部変更があったとする見解⁽⁷⁾ もあるが、上述した考え方を踏襲していると考えられるので、実現主義の生成過程はアメリカでの経緯を概観することにより明らかにしてみたい。

2 米国における「実現基準」生成

- ① 「実現」が利益計算上の要件として用いられるようになったのは、少なくとも第一次世界大戦以降のことであり、これが会計上最初に公的に使用されたのは1932年のアメリカ会計士協会の書簡においてであったと言われる⁽⁸⁾。「実現」概念に関する古典的論者である Peyton = Littleton に

よれば、実現概念は「収益は生産物が現金または他の有効な資産に転化されることによって実現される。」⁽⁹⁾と述べているように、背後に「(交換)取引の完了」ということを前提としつつも、第一義的には「受取資産の流動性」に主たる焦点を当てて「実現」というものを捉えていたとされる⁽¹⁰⁾。このような「実現」概念が定着した背景としては、第一次世界大戦以前まで「純資産増加」的な所得概念が支配的であったものが、その後、企業における固定資産の比重が増大し、その価値の変動が激しくなるにつれ、その評価が困難を増し、1920年のマッコンバー判決を境にして「実現」ないしは「分離」が所得認識の要件となっていったという見解が会計上の通説となっている⁽¹¹⁾。

- ② このような古典的実現概念は、A A A 1957年版会計「基準」において重大な変化をとげることになる。この基準では、「実現」について次のような見解を述べている。「実現の本質的な意義は、資産または負債における変動が、会計認識を保証しうる程十分に確定的で客観的になったということである。この認識は独立した当事者間の交換取引、確立された商慣習、またはその遂行が確実であるとおもわれる契約条項に基礎をおくであろう。それは金融制度の安定性、商業上の契約履行性、資産形態の転換を容易にする高度に組織化された市場の能力等に依存するものである。」⁽¹²⁾

ここでは、実現概念が単なる収益認識原則としてでなく、「資産または負債における変動」の認識に関する基礎概念として位置づけられると同時に、実現の内容として「確定性」と「客観性」を要件として取り上げている。ウィングルの実現概念に関する研究論文によれば、客観性について「ある事項が合理的な正確性をもって測定されうるならば、おおむね客観的であるとみてよい。」とし、計測性という特質を挙げている。また、確定性としては「ある事項が十分に確定的であるためには、それは、逆戻りするものであってはならない。すなわち、それは恒久性をもってあらわれねばならない」とし、恒久性の存在を挙げている⁽¹³⁾。

ところで、このような実現概念が与えられた背景は、それまでの伝統会

計の枠組みが擁してきた貨幣価値安定という概念が、とりわけ第2次世界大戦後急速にその現実性を失ったことに伴う、会計における資本利益計算の経済的現実性の喪失に対する克服策を提示したものであると言われる⁽¹⁴⁾。しかしながら、概念としては極めて融通性の高い装置を用意しながら、1957年～1959年当時の経済状況の下では、やはり完全に(実物財の)フローから解き放たれた解釈を「実現」に付与することはできなかったようである⁽¹⁵⁾。

- ③ 結局、AAAの「1964年度概念・基準調査研究委員会」の実現概念報告書を起点として、再び従来の実現概念に収束することとなる。報告書によれば、会計においてなされなければならない2つの重要な決定事項を指摘した。1つは、「適切な証拠によって裏付けされうる、暖簾を除く全ての資産価値の変化の影響額は勘定に記録されるべきであること」、他の1つは、「資産価値の未実現の変化は純利益額の計算に含めず、損益計算書の純利益額の下の方に示されるべきであり、貸借対照表においては未実現の価値変化の累積額は留保利益の部に独立の項目として示されるべきである。」の2点である。このような報告に先立ち、実現にかかわる問題を、ある会計実体と外部の独立した実体との間の財貨及びサービスの交換にかかわる「収益的取引」と企業による保有期間における資源の価値の変化を表す「保有利得及び損失」の2つのタイプに分類し、各々について議論がなされてる。

まず、収益的取引については、当時の実務では「用役提供のための市場取引において、客観的な当座(もしくは流動)資産の受け入れがあること」が要請されていたとした上で、(a)受領資産の性格、(b)市場取引の存在、(c)用役の遂行の程度の3つに分けて吟味した上で、改善勧告を示した。第一に、実現にとって重要なことは流動性よりも測定可能性であること、第二に収益の実現にあたっては、市場取引は必須条件であること、第三に、顧客に対する用役の提供の完了を重視する慣行に対し、むしろ収益獲得過程において決定的な事象が生じたか否かというテストにより捕捉

すべきとした。

また、保有利得及び損失の問題については、(a)保有利得及び損失を認識し、これを勘定に記録すべきこと、(b)保有利得及び損失の測定値については、市場性ある有価証券については市場価格（実現可能価格）、棚卸資産と固定資産については、取替原価と現在原価を各々採用し、(c)保有利得及び損失を純利益に含めるか否かについては、実現利得及び損失のみが純利益の計算に含まれるべきであり、未実現利得及び損失は、損益計算書の純利益の下に付記され、貸借対照表の独立項目に示されるべきであるという見解が採られたのである。

このような見解の背景には、会計機能が主として受託責任の遂行あるいは分配をめぐる利害調整から、投資家等の意思決定に資する情報提供へと重点移行ないし多様化に対応する必要があった為であり、この傾向は1966年のAAAの「基礎的会計理論」を通じ不動なものになったと言われており^{(6) (7)}、さらには、その後のSFAC第3号「企業の財務諸表の諸構成要素」（1980年）やSFAC第5号「財務諸表における認識と測定」（1984年）でも明らかにされている。

これまで第1章から第2章までを通じ、わが国の資産評価の沿革と課税上の取扱いがどのように変わってきたかを概観した上で、課税所得概念はどのように捉えるべきかを、経済的所得概念の沿革とからめて検討した。その結果、ここには実現した所得に限るとする課税所得概念と未実現のものまで含むとする経済的所得概念との決定的な差異を確認した。そして、その差異が企業会計上は「実現」したもののみを収益として認識する慣行が培われており、税法上も「未実現の利得」とりわけ資産評価益等の保有利得を測定することの困難性等に由来していることが明らかとなった。第3章ではこの「実現」の問題にスポットを当て、その沿革を概観したが、社会・経済の変化に応じ、その概念は変化してきたことを確認した。

そこで、次章では近年議論されてきている時価評価の問題を取り上げること

とし、まず、①企業会計サイドからみて、「実現」との関係をどのように位置づけようとしてしているのかについて日米の動向を概観し、②また、税法上での時価評価損益に対する課税の動向について概観する。

〔注〕

- (1) 森藤 一男著『現代企業会計通論』平成2年、P 63
- (2) 同 上 書 P 64
- (3) 蔦村 剛雄著『資産会計の基礎理論』昭和51年、P 203
- (4) 「税務会計における基本問題」税務会計研究学会 第3号
中村 利雄稿「益金の額に算入される収益の範囲」 P 54
- (5) 武田 隆二著『法人税法精説』昭和57年、P 91
- (6) 森藤 一男著『現代企業会計通論』平成2年、P 19
- (7) 忠 佐市著「税務会計法 第六版」税務経理協会 P 204
忠 佐市教授は、この点に関し次のように述べている。
「企業会計原則は、実現と認識とを同義語として完全に混同して発足したとしか考えられないが、昭和49年の一部修正によって割賦販売に関する修正注解6の4に述べてあるように、収益の認識と収益の実現とを区別して理解する態勢が確立されたものと考えることができる。」
- (8) 辻山 栄子著『所得概念と会計測定』平成2年、P 137
- (9) ペイトン＝リトルトン共著 中島省吾訳
「会社会計基準序説」昭和51年、P 79
- (10) 辻山 栄子著『所得概念と会計測定』平成2年、P 139
- (11) 同 上 書 P 54
- (12) 蔦村 剛雄著『資産会計の基礎理論』昭和51年、P 210
- (13) 同 上 書 P 211～P 213
- (14) 辻山 栄子著『所得概念と会計測定』平成2年、P 141
- (15) なお、ここで実現をフローとの結び付きで捉える解釈とは、企業における財及び用役が販売等の「取引」を通じて企業の外部へ流れ出る事象、したがってその見返りとしてその対価が確定している事象をもって実現とする見方であり、実現をフローに結び付けずに捉える見方とは、企業における財及び用役の評価益をも、その測定可能性が保証される限りで実現とみる見方である。(同上書P 143～P 144)
- (16) 同 上 書 P 145～P 149
- (17) 1966年のAAAの「基礎的会計理論」は、投資家、仕入先、債権者、従業員、証券取引所、政府機関等々の各種利害関係者の関心内容を具体的に例示し、外部報告のための会計報告が、本来、多元的目的であることを指摘し、多元的計算構造を主張している。

(葛村 剛雄著『資産会計の基礎理論』昭和51年、P 221)

第4章 時価評価導入と実現概念の変容

第1節 時価評価の必要性とその影響

企業会計における時価評価の導入は、1998年に入って世界的な潮流となっており、わが国でも平成11年1月22日、企業会計審議会より金融商品については時価評価を導入することが公表されている。その必要性については、先に挙げた「論点整理」の中で次のように述べられている。すなわち、金融商品市場が一定の段階にまで発達した状況にあることから、(a)取引市場の存在により時価を客観的に把握することが可能であり（価格の客観性の保証）、(b)換金性が高く、評価差額を損益として確定することが可能である（売買の自由の保証）ことから、時価の変動を財務諸表において認識することにより、投資家により確な財務情報を提供することが必要であるとしている⁽¹⁾。

この背景には、金融商品とりわけデリバティブと称する取引の多くがオフバランスとなっている現状に鑑み、投資家等の利害関係者がそれらの取引実態を的確に把握することが困難であるという問題への対処と諸外国の動向との調和を図ることの必要性（国際的企業間比較を可能にする）等が潜んでいるものと考えられる。

そして、この先駆けとなったのが、金融機関のいわゆるトレーディング取引に対する時価評価の導入である。この導入効果として、(a)しだいに増大しつつある金融機関等のトレーディング取引についての業績の評価という視点からみて、当該業務の実態に即したより適正な情報の開示が期待されること、(b)リスク管理の実態と会計処理の不一致による二重のコストの負担等の問題が是正されること、(c)会計基準の国際的調和という点から、欧米主要国の諸制度と足並みが揃うことなどが挙げられている⁽²⁾。この導入に伴い企業会計面においても大きなインパクトを与えたことは見逃せない。それは、第一に、時価の適用範囲の拡大をもたらすこと、第二に、計算構造に関して、収益認識ルールとしての伝統的「実現」概念の意義に変化を与え、そして第三に財務諸表の

体系に関して、もう一つの損益計算書の導入を求めることになるかもしれないとも指摘される点である⁽³⁾。

特に、第二に指摘される問題は、税制面からも重要である。すなわち、企業会計においては、時価評価の導入が伝統的な実現主義に抵触することであり、税制面からは、収益認識基準たる権利確定主義（実現主義あるいは引渡基準）に反することを意味するからである。言い換えれば、全面的な時価会計を導入するとなればともかく、現在の取得原価主義体系の下、部分的に時価評価を導入するとすれば、それにより認識される未実現利益（保有利得）と伝統的な実現主義に基づく実現利益とは、いかなる根拠に基づき矛盾無く結びつけることが可能かという問題である。そこで、次節ではこの問題について、どのように理解すればよいのか、米英の審議会が公表する時価評価導入下における実現概念を紹介し、現在、わが国での提唱されている諸説を概観する。

〔注〕

- (1) 西岡 佳彦 稿「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」について
経理情報、平成9年11月20日836号、P34
- (2) 森川 八洲男稿「時価評価導入による会計基準への影響」
企業会計、1996年11月号第48巻11号、P19～20
- (3) 古賀 智敏 稿「トレーディング勘定の時価評価と会計基準」
企業会計、1997年4月号第49巻4号、P27

第2節 実現概念の変容

1 FASBによる実現概念の概要

1984年12月に公表されたFASB「財務会計諸概念に関するステートメント第5号—営利企業の財務諸表における認識および測定」（以下、「諸概念ステートメント第5号」という）によれば、収益の認識に関しては、(a)実現したまたは実現可能および(b)稼得されるという二つの要件が必要であると、特に前者の要件が重要であるとしている。そして、実現可能概念につ

いては、それを「取得もしくは所有している資産が既知の現金額または現金請求権に容易に転換可能となった時点」で、その経済価値の増加を収益ないし利得として認識できるものとした。この、容易に転換可能な資産であるための要件としては、(a)所有している資産を即時に吸収しうる活発な市場が存在すること、(b)価格に著しい影響を及ぼすことなく取引が完結できること、(c)互換可能（代替可能）な単位と公定相場価格をもつことを挙げている。これらの基本要件を備えれば、従来の実現概念では認識不可能であった未実現利益も収益として認識することが可能となるのである⁽¹⁾。そして、これにより認識された収益は当期純利益ではなく包括利益に計上されることになるが、このことにより同じく収益と認識される場合でも当期純利益に計上されるものと包括利益に計上されるものとに区別されることになる。このように収益の認識構造を二元に捉える思考は、第三章で述べたようにAA Aの「1964年度概念・基準調査研究委員会」の実現概念報告で示された収益の認識構造の流れを組んでいることは明らかである。

すなわち、ある会計実体と外部の独立した実体との間の財貨及びサービスとの交換にかかわる「収益的取引」と企業による保有期間における資源の価の変化を表す「保有利得及び損失」の2つのタイプに分類し、前者については伝統的な実現概念により収益を認識しそれを当期の利益として計上するが、後者は認識はするものの当期の利益とはしないとする二元的な収益の認識構造がそれである。

しかしながら、1993年5月に公表された「負債証券および持分証券への一定の投資の会計」⁽²⁾（以下、S F A S 115号という）では、有価証券にかかる保有利得を実現可能概念により認識し当期純利益に計上するとしたことから、従来の実現概念が拡張されてきているのではないかとも思える。とすれば、諸概念ステートメント第5当で提唱された実現可能概念と従来の実現概念とはどのような関係として理解すればよいのであろうか。

大野智弘教授の見解⁽³⁾によれば、両者は分けて捉えるべきであり、収益の認識構造を二元的なものとして理解すべきとする。つまり実現概念（すな

わち原価での評価)の適用対象は外部投資資産の収益(利益)であり、実現可能概念(すなわち時価での評価)の適用対象は外部投資資産の収益という関係で把握するのである。この二元的に把握することの理由については、時価評価差額の認識が金融資産という限られた項目であること、単純に利益概念との関係で実現可能概念を採用すると、実現概念により認識される収益は、当期純利益に計上され、実現可能概念により認識される収益は、包括利益に計上されることになり、S F A S 115号の規定と理論的に矛盾するからと述べている。もっとも、保有利得を実現可能概念により認識するにしても、当期純利益への計上の可否は有価証券の保有目的に基づいて、その(未実現)保有利得の確定性(実現の意志とその可能性)により峻別されるとしている。

いずれにせよ、保有利得を当期純利益に計上することを可能にする概念として実現可能概念が用いられているのは疑いのないところであり、このような実現概念の拡張傾向は、1998年6月に公表されたS F A S 133号「デリバティブとヘッジ活動に関する会計処理」で、デリバティブにかかる保有利得は実現可能概念により認識し当期利益に計上するとしていることから明らかであろう。

2 A S Bによる実現概念の概要

英国のA S Bの討議草案においては、利得の「実現」(広義)の要件として、活発な市場のもとで入手可能な公道相場によって裏付けられた場合などのように、資産・負債の変動額が現金または現金等価物に即時に転換可能であることを挙げている⁽⁴⁾。これは、測定の信頼性を実現要件としており⁽⁵⁾、実現概念を拡張するものと理解される。

このような、実現概念の拡張は、米国のA A A 1957年版「基準」に示された概念、すなわち、実現概念が単なる収益認識原則としてでなく、「資産または負債における変動」の認識に関する基礎概念として位置づけられると同時に、実現の内容として「確定性」と「客観性」を要件として取り上げられ

た思考と共通しているように思われる。

3 わが国における実現概念諸説

近年、わが国においても、時価評価導入をめぐる諸問題については盛んに議論されているようである。とりわけ、本稿で課題としている「実現」概念について、時価評価とのかかわりでどのように理解すべきとしているのか諸説を概観してみたい。

(1) 森川八洲男教授の見解⁽⁶⁾

今日の「企業会計原則」の基底にある基本的な計算原理は、「原価・(狭義の)実現主義」と呼ばれるが、その計算原理は首尾一貫しているわけでない。例えば、実現主義との関連では、保有債権に係るアキュムレーション法や工事収益に係る工事進行基準の採用、さらには、「外貨建取引等会計処理基準」における、外貨建短期金銭債権債務の決算日レートによる換算と換算差損益についての当期利益への導入などがその例である。したがって、会計基準の現状からみても、時価評価を部分的に導入しうる素地がまったくないとはいいきれず、英米の最近の文献にみられる「緩和された原価主義」ともいうべき状況にあると指摘する。その上で、「実現」の共通項はもはや流動性の流入に求められるのではなく、むしろイギリスの会計基準の展開などにみられるような「測定の確実性ないし信頼性」に求めるのが合理的であるとし、金融商品の評価益は、組織化された市場において、当該金融商品の最終的な売却可能価額が合理的な確実性をもって測定できる場合は、実現したものとみることができるとしている。

(2) 由井敏範教授の見解⁽⁷⁾

原価評価と実現基準によって特徴づけられる原価主義会計は、実物投資と金融投資という投資の性格の相違に着目して拡張することが可能である。貨幣価値変動を考慮外におけば、将来キャッシュフローの現在価値が利用されるまでは、実物投資については従来の原価主義の枠組みがそのまま維持される。しかし、金融投資を体現する金融資産は時価評価が適切であり、

金融資産の時価評価益には分配可能性が認められる。つまり、金融資産は時価評価を原則とし、実現基準は実現可能性基準に拡張した方がよいとしている。この実現可能性基準の条件としては、(a)市場性のあること、(b)即時換金して投資の成果が確定可能であることを挙げ、この場合には、実際に売買が行われなくても実現したものとみなすと主張する。

(3) 醍醐 聡教授の見解⁽⁸⁾

従来、収益の認識基準として用いられてきた実現基準は、その目的観に規定された不確実性への対応等から、「実現」の内容の広狭が決められており、それには二つの類型がある。一つは、処分可能性アプローチと呼ぶもので、他の一つは、測定可能性アプローチと呼ぶ実現概念である。前者は、企業会計上の利益は、流動性のある対価によって裏付けられた分配適状のものでなければならず、非貨幣性資産が現金または現金同等物に転換することが、収益認識に係る不確実性の解消とみなされ、その局面で収益は実現したものとみなされる。その際には、二つのテストがおかれている。すなわち、ひとつは、法的な販売またはそれと同等の過程による転換であり、もうひとつは流動資産の獲得による確証である。

後者、すなわち測定可能性アプローチによれば、実現概念を基礎づける主たる目的は測定の信頼性を確保することであり、合理的な確実性をもって生じると保証できるような利益をスクーリングすることが実現概念の機能とされる。そして、この場合の指標としては「決定的事象理論」と呼ぶものであり、収益はそれを獲得するについてもっとも困難と目される局面をクリアした時点で実現したものと判断されるとするものである。

このような測定可能性を要件とした実現基準の転換は、例えば、IAS第11号による工事進行基準の採用やイギリスの会計基準書第20号による外貨建金銭債権債務の決算日レートでの換算を挙げている。これらは、企業会計内部の変動要因であるが、収益認識基準に変革を迫る外的要因として、市場リスクに関する情報開示の要請の高まりも合わせると、売買執行リスクを織り込んだ時価を基準にして算定する評価損益は、最終のキャッシュ・

フローを信頼できる確実性で見積もった数値という意味で損益計算書能力を十分に備えた損益と見なすことができるとしている。そして、同教授による「時価評価と日本の配当計算規定」と題する論文⁽⁹⁾の中で、市場性のある有価証券や派生金融商品は、それ自体がいつでも換金可能な貨幣性資産であるとみなすことができ、そうした資産の価格変動利得の認識にあたっては決定的な事象は売却という行為ではなく、いつでも換金できる増価の生起、すなわち市場価値の増価そのものであるとしている。

このように一連の見解を概観すれば、国際的な時価評価への動向を背景とし、企業会計の内部的・外部的要因からわが国でも時価評価の導入を必要とすること、その評価の対象は、主として一時所有の有価証券や金融派生商品であることがわかる。この為、従来の実現概念は拡張されるべきであるとしているが、その根拠は「測定の確実性ないし信頼性」や「測定可能性」に求める見解と「実現可能性基準」（(a)市場性のあること、(b)即時換金して投資の成果が確定可能であること）に求める見解に分かれているようである。平成11年1月に公表された意見書によれば、金融資産及び金融負債の評価基準の基本的な考え方の中で「客観的な時価の測定可能性が認められないものを除き、時価による自由な換金・決済等が可能な金融資産については ----- 時価評価し -----」と述べ、実現可能基準によるものであることを示唆しているように思われる。

第3節 時価評価を巡る税制上の動向

1 税務上の時価評価を巡る最近の動向

このような時価評価への動向と収益認識基準の拡張は、税制においても大きな影響を与えることは必至である。先に述べた金融機関等のディーリング取引における時価評価損益については、平成9年4月より税法上課税所得に含めることが措法67の9に定められた。また、本年4月より金融システム改

革のための関係法律の整備等に関する法律による証券投資信託法の一部改正により証券投資法人制度⁽¹⁰⁾が設けられることとなった。これに伴い、措法67の15が創設されたが、それによれば、棚卸資産及び有価証券等の評価は時価によることが規定され、その時価評価損益は課税所得に含めることとされている。

このように、税務上も時価評価損益を課税対象とする方向にあるが、それはあくまで租税特別措置法による例外的な扱いにほかならず、従来の収益認識基準が変更された訳ではない。すなわち、法法22②の規定や法基通2-1-1等によれば、収益の計上は実現（引渡基準）を条件としており、又、資産の評価損益の計上も特別の場合を除き認められていない（法法25④）のである。

2 政府税制調査会での検討状況

(1) 平成8年11月、法人課税小委員会報告

同報告によれば、金融派生商品の課税問題に関し、(a)金融機関等の行うトレーディング業務については時価基準の採用を検討すること、(b)デリバティブ取引は一般の事業法人も含め幅広く行われている取引であり、また恣意的な利益操作にも利用され易いものであることから、デリバティブ取引の会計処理は課税の側面からみても重要な検討課題としている。その上で、デリバティブ取引には多種多様な取引があるので、適正な課税を確保する観点から、取引の実態や企業会計審議会における会計処理の検討の動向等を見極め、随時法制上の整備を図っていくことが適当であると指摘している。

(2) 平成9年12月、金融課税小委員会中間報告

－金融システム改革と金融関係税制－

金融商品に対する所得課税の在り方として、デリバティブ等に対する課税について次のように述べている。

「今後、新たな金融商品が出現してくることや、海外の多様な金融商品

が利用されることが予想される中、このような商品個々の課税方法では所得分類をまたぐハイブリッド商品やデリバティブ（金融派生商品）に対応し切れなくなるとして、むしろ、例えば、「金融所得」といった形で包括的な税制の扱いを考える必要があるのではないかという意見があった。これに対し、金融と金融以外といった形で法制的に仕分けるのは難しいのではないか、金融商品は個々にリスクや必要経費の考え方が異なるので一括して課税をすることは難しいのではないか等の意見もあった。

今後の金融所得課税の在り方を考える上では、総合課税か分離課税かといった問題とあわせ、こうした問題提起も含めて検討していくべきであるが、今後どのような金融商品が出てくるか現時点で見通すことは難しく、少なくとも当面、現実的、実務的に考えれば、租税法律主義の下で、現行制度の枠組みの中で個別商品ごとに時機を失せず検討していくことにならざるを得ないと考えられる。」

このような一連の報告からは、当面事態の推移を見守りつつ、必要に応じ法制化を図るなど対応を考えているとみられるが、今回、企業会計審議会より金融商品の会計処理が公表されたことにより、新たな検討が始まるものと思われる⁽⁴⁾。

〔注〕

(1) 大野 智弘 稿「有価証券の時価評価に関する一考察」

産業経理、平成9年10月号第57巻3号、P123

平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念』中央経済社 P250

(2) 大野 智弘 稿「有価証券の時価評価に関する一考察」

産業経理、平成9年10月号第57巻3号、P119

・SFAS115号「負債証券および持分証券への一定の投資の会計」

一定の有価証券は時価評価することとされているが、それによれば3つのカテゴリーに分類され、取得後の評価と未実現保有損益の取扱いが異なっている。

すなわち、保有目的により満期保有証券と売買目的証券さらに売却可能証券に分類した上で、満期保有証券は償却原価により評価し、売買目的証券と売却可能証券は、期末時価で評価するが前者は当期純利益に計上し、後者はその他の包括利益に計上するとしている。

- (3) 同 上 P123
- (4) 古賀 智敏 稿「トレーディング勘定の時価評価と会計基準」
企業会計、1997年4月号第49巻4号、P28
- (5) 大野 智弘 稿「有価証券の時価評価に関する一考察」
産業経理、平成9年10月号第57巻3号、P126
- (6) 森川 八洲男稿「時価評価導入による会計基準への影響」
企業会計、1996年11月号第48巻11号、P22～23
- (7) 由井 敏範稿 「資産評価と実現問題」
産業経理、平成9年10月号第57巻3号、P39
- (8) 醍醐 聡稿 「市場リスク・時価評価・実現概念」
税経セミナー、1996年4月号、P13～16
- (9) 醍醐 聡稿 「時価評価と日本の配当計算規定」
税務弘報、1996年8月号第44巻8号、P11
- (10) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に基づく「証券投資法人制度」及び証券投資法人に係る課税の特例の概要は以下のとおりである。

(a) 証券投資法人制度

会社型投信制度を確立するとともに、投資者の権利保護を図るべく、主として資産を有価証券に対する投資として運用することを目的とする特別な営利法人の制度である。証券投資法人には、規約の定めるところにより、法人存続中は投資証券の払戻のないクローズド・エンド型と、投資主の請求に応じて、投資証券の払戻しをするオープン・エンド型の2種類がある。また、投資主の責任は投資証券の引受額を限度とする。

さらに、証券投資法人自体は実質的には運用資産の集合体に過ぎず、実際の資産運用は運用会社（投資委託会社等）に、資産の保管は資産保全会社（信託銀行等）に委ねなければならないとされている。

(b) 証券投資法人に係る課税の特例（措法67の15）

本条は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第2条第11項に規定する証券投資法人のうち一定の要件を満たすものが支払う利益の配当の額については、損金の額に算入することを認めるほか、証券投資法人に対する法人税及び租税特別措置法の規定の適用に関する特例、証券投資法人から支払いを受ける利益の配当の特例等を定めている。なお、所得金額の算定は、第5項及び第6項により、棚卸資産、有価証券及び金融派生商品等を時価により期末評価することとされている。

- (11) 平成11年2月1日付読売新聞には、大蔵省はデリバティブ取引の含み損益を課税する方向で検討する旨の報道がされている。

第5章 時価評価に伴う税務上の 収益認識基準の拡張

第1節 法人税法上の収益認識基準

1 法人税法上の収益認識構造（権利確定主義と引渡基準）

法人税法上の益金の内容について、法法22②では、「----- 別段の定めがあるものを除き ----- 資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」と規定するが、その収益の概念やその認識基準については規定されていない。しかしながら、第3章でも述べたとおり、立法当局の説明によれば「当該事業年度の収益」と規定する「の」の意味は実現した収益をさすとする説明や、同項の解釈として金子宏教授は「取引の文言から実現した収益と解さざるを得ない」と指摘するように、企業会計で言うところの収益認識基準としての実現主義に相当する基準が存するのは否定できないところである。もっとも、税務上は実現主義と称するよりは、法基通2-1-1等の定めから引渡基準と呼ばれる。この点に関して、平成8年11月の法人課税小委員会報告の中では、「法人税における収益の計上は、企業会計の実現主義の考え方を基本に、資産の売却はその引渡し時、役務提供は引渡し時又は役務提供の完了時といった基準を原則としつつ、取引の実情に応じてこれらの基準に準じた取扱いがなされている」と述べられている。

そして、このような収益認識基準を法的概念をもって記述すれば権利確定主義にほかならないこともすでに述べた。この関係について、武田隆二教授は、権利確定主義は貨幣的側面に着目した収益測定原則として機能するものであり、実現主義は物的側面に着目した、収益認識原則として機能するものであるとの見解を示している⁽¹⁾。なお、権利確定主義について法人税法上規定されていない理由について、同教授は、企業会計上、資産の売却に基づく収益の計算は、権利確定主義（実現主義）によっているところから、収益の計算は法的基準と経済的基準が一致しており、税法上、改めて「債権の確

定」したものにかぎり収益の額とする旨の規定を設ける必要はなかったとしている⁽²⁾。

このように、法人税法上の収益認識基準は権利確定主義（実現主義）によるのであるが、その例外は法法22②で規定する別段の定めである。この別段の定めも平成10年度に一部改正が行われ、(a)工事収益・費用の計上時期、(b)割賦販売等に係る収益・費用の計上時期に関する規定は、従来の定めと比べ、収益の認識について大きな変化があると認められる。とりわけ、工事進行基準の強制適用は、収益の認識基準を拡張したものとして注目されるものであり、以下ではこの改正の必要性やその意義について概観する。

2 法人税法上の収益認識構造の拡張

(1) 工事収益・費用の計上時期

平成10年度の法人税法改正前まで、工事の請負に係る収益・費用の計上は、原則として完成基準によることが建前であり、長期工事の請負に係る収益・費用の計上については、旧法第64条により工事進行基準による方法が認められていた。これは、会計的には、一般的に、実現主義の適用形態ではなく工事収益を工事の進行程度に応じて計算するところから発生主義の一形態と位置づけられるものである。法人税法上は、権利確定主義による収益認識を原則とするから、受注者は製品の生産が完成し引き渡すことによって初めて請負報酬の請求権が具体的に確定した時に収益を計上することとなる。したがって、工事進行基準の採用は、完成引渡を本質とする税法上の権利確定主義の下では特殊な例外基準とされてきたものである⁽³⁾。

しかしながら、この改正では、一定規模以上の請負工事が対象であるとは言え原則として工事進行基準によることとされており（法法63）、その変更の必要性について、平成8年11月の法人課税小委員会報告の中では次のように述べられている。

「法人税における工事等の請負についての収益の計上時期は、原則として、引渡し時又は役務の完了時とされている。しかし、長期工事にこの原

則を適用すると、企業の各事業年度の業績が適切に表せられず、状況によっては数年間は配当ができなくなるといった事態が生じることもあり得る。そこで、企業会計においては、長期工事については、着手金、中間金等の支払いの慣行があること等を考慮し、工事の進行度合いに応じて収益を計上する方法も認められている。法人税法においても、法人が、いわゆる工事進行基準による経理をしている場合は、工事の進行度合いに応じて収益を計上することとしている。

（しかしながら）長期工事についての収益の計上時期は、工事進行基準による方が各事業年度の企業実績を適切に表すことになるものと考えられる。国際的にも工事進行基準を採用する方向にあること等にかんがみれば、法人税の課税所得計算においては、長期工事については、工事進行基準を原則的な収益の計上基準とする方向で検討することが適当である。」

この報告の内容からでは、収益認識基準がどのように変化したか明確ではないが、従来の収益の認識は権利確定主義を基本原則としながらも、上記に掲げた報告書にもあるとおり、企業実務に即した取扱いを企業の選択により例外的に認めたにすぎないと解される。ところが、今回の改正により工事進行基準により収益を認識することが原則となれば、それは法人税法上の基本原則たる権利確定主義に対し、明確に例外的な取扱いとしたとも受けとることができる。

しかしながら、長期の請負工事のような注文生産形態における収益の認識においては、請負契約等により販売のリスクが解決され、生産さえ行われれば、収益の実現要件が整うのであり、その製品を引き渡す行為は、収益計上時期を定める重要な事象ではなく、単なる配達であるとする会計上の広義の実現主義⁽⁴⁾を適用したものと解することも可能である。このような広義の実現主義又は実現主義の拡大の要件は、前章でも述べたとおり、測定の確実性ないし信頼性又は実現可能性基準に求められるが、税務上の収益認識基準として定義するならば、「収益認識の確実性と客観性が認められる場合」と置き換えることができよう。工事進行基準はこの要件に合

致するものであり、かかる要件を税法上も暗に認めているとすれば「権利確定主義の拡張解釈」がなされたものと解することが可能であろう。

- (2) このように、工事収益・費用の計上時期の特例も、この改正を通じ工事進行基準の強制適用を行うとしたことは、厳密な権利確定主義の適用から緩和された権利確定主義へと変貌していることを示すものとして掲げた。この傾向は、この改正には織り込まれていないが、法人課税小委員会報告で長期金融商品に係る収益計上のあり方についての見解にも見ることができ。すなわち、同報告書によれば、「長期金融商品については、通常、予想配当率がしめされている。このことからみて、預金や債権の利子と類似の性格を有するものであるから、合理的な方法によって毎期収益の計上を求めることが考えられる」と指摘しており、ここでも「収益認識の確実性と客観性」に基づく権利確定主義の拡大が示唆されているように思われる。更に、短期外貨建債権・債務の評価は期末時換算法が適用できること（法令139の3①）や外貨建債権・債務のうち先物外国為替契約等を締結している場合で、円換算額が確定している場合はその換算額とする（法令139の8①）規定も、緩和された権利確定主義へ移行しつつあることの証左ではないかと考えられるのである。

第2節 時価評価導入と収益認識基準の拡張

1 税務上の収益認識基準拡張の概念と意義

- (1) 今日、課税所得概念を定義する場合は、ヘイグ＝サイモンズ流の純資産増加説による経済的所得概念を基調としつつ、「実現」した所得に限定するのが一般的である⁽⁵⁾。負担の公平を命題とする観点からは、より経済的所得概念に近づけることが理想とされるも、純資産増加説で言われる「経済的価値の増価」を現実に測定することの困難さなどから、これまでその実現は阻まれてきたと言える。

もっとも、無償による資産の譲渡などの場合は、その資産の時価により

収益を認識するという例外もあるが、その時を逃せば課税する機会を失するという特殊性によるものであり、原則的には、時価評価なり収益の認識を発生主義的に捉えることはされていない。しかしながら、今日、社会・経済的情勢が一部の資産に限定されるとは言え、時価評価への方向に進展しつつある状況では、その変化に即応した課税理論が構築されるべき時期に来ていると考えられる。それは、理想とする時価主義会計に基づく所得課税でもなければ、現在の取得原価主義会計に支えられ、「実現」をメルクマールとした収益の認識構造に固執する課税理論でもない。つまり、会計的に言えば「緩和された原価主義」ともいうべき思考であり、税制サイドから言えば「緩和された権利確定主義」とでも称すべきもので、今こそ、権利確定主義の拡張が必要ではないかと思われる。

現在、一部の企業が対象とはいえ既に時価評価が行われ、税務上も評価損益は課税対象所得とされているが、それは租税特別措置法による政策的な取扱いになっていることは既に述べた。しかし、今後、一般企業についても時価評価が導入されるとなれば、当然、評価損益に対する課税可否の検討を迫られることは明らかであり、その際、政策的な措置とすることにはもはや限界があるのではないか。むしろ、評価損益も課税所得に含めるとした原理・原則の確立が必要であり、それを可能にするものが「緩和された権利確定主義」概念であると考えられる。

- (2) このような拡張概念を導入することの意義は、これまで課税所得概念から除外されてきた評価益等の未実現利益を実現収益として扱うことが可能になることは勿論のこと、課税所得とされない評価損益との区分も可能になることである。現在の課税方式のように個々に課税の可否を判断し、課税する場合に特例として規定する方法では、その課税可否の根拠が不明確であり混乱も生じやすいと思われる。しかし、拡張概念を導入すれば、金融商品に係る評価損益は課税所得に含めるが、土地等の固定資産に係る評価損益はなぜ課税所得に含めないか等の理由がおのずと明確になり、ひいては租税負担の公平にもつながると思われるのである。

2 権利確定主義拡張の条件

(1) 拡張の条件

権利確定主義により収益を認識する場合、(a)債権の成立と(b)債権請求権の確定を条件とすることは、これまでも述べたところであるが、既に検討した、工事進行基準では、債権請求権の確定はあるものの債権の成立はないことから、債権の成立を拡張して成立したものとみなし収益を認識すると理解した。そこには「収益認識の確実性と客観性」のあることに求めたのであるが、評価損益という未実現な損益を認識するにはさらなる条件を求める必要があるとそうである。つまり、債権の成立のための取引もなければ、債権請求権が確定するとされる現金等価物の獲得もないからである。

そこで考えられることは、これまでの条件に加えて「公正な市場が存在がすること」が極めて重要な要件と思われる。企業会計上の実現概念を拡張する場合にも、この条件を満たすことの必要性が言われており、前章でも述べたFASBの公表したステートメントの中でも実現可能性概念の要素として「公正な市場が存在がすること」を挙げている。又、わが国での時価評価を巡る諸説の中でも、評価損益を認識する条件として、例えば、由井敏範教授は実現可能性基準の条件として「市場性のあること」を挙げており、同様の見解は他にも見られるところである。

このような「公正な市場が存在がすること」あるいは「市場性のあること」の条件を満たせば、それは(a)取引の完結を当事者の意思いかんで決定できることになり、(b)損益の測定も確実に行え、その取引を実行すれば確実に債権の請求権が確定することとなり、ひいては、「収益認識の確実性と客観性」が認められることになろう。そこには、もはや実際に売買を行った者との比較において差別する必要のない状況があり、むしろ、租税負担の公平という観点からは、損益の繰延べを敢えて認める必要のないものと言えるのではなかろうか。実際に取引を行うか否かは、その者が意図する資金需要等の方針によって決まるものであり、そのような政策判断で租税負担の時期の変更を認めるべきではないと考えられる。この点、醍

駒 聡教授は「時価評価と日本の配当計算規定」と題する論文の中で次のように述べている⁽⁶⁾。

「そもそも、市場性のある有価証券や派生金融商品は、それ自体がいつでも換金可能な貨幣資産であるとみなすことができ、そうした資産の価格変動利得の認識にあたって決定的な事象は売却という行為ではなく、いつでも換金できる増価の生起、すなわち市場価値の増価そのものであるといえる。この増価をいつ換金するかはあれこれの資金需要やポートフォリオの組み替え方針等によって決まるのであり、そうした政策判断で多寡が決まる売却益が投資の成果の指標であるはずがない。また、このように貨幣資産として市場性ある有価証券や派生金融商品の資産価値の増価は、投資の成果を測定する最適の指標であると同時に、高い流動性を備えた資本市場で生じた実現の可能性の高い増価であることに着目すれば、それらを企業会計上の業績利益にも、商法上の配当可能性利益にもともに算入するのが合理的である。」

(2) 適用対象と拡張条件の内容

これまで提案した二つの条件により、権利確定主義の原則がかなり緩和されることになるが、この条件により損益を認識する場合、その対象や内容をもう少し明らかにしておく必要がある。

まず適用の対象としては、評価損益を認識するのか（内部取引）、実際に取引行為のあるものについて収益の認識を行うのか（外部取引）により区分する必要がある。前者の場合は、二つの条件をクリアする時、収益として認識する。多くは金融商品のごとく整備された公正な市場がある場合であり、具体的には市場性ある有価証券や金融派生商品の場合が該当するであろう。それ以外の取引については、「収益認識の確実性と客観性ある場合」に収益として計上する。工事進行基準による場合や収益満期分配型の金融商品にも適用できるであろう。しかし、いずれの条件にも該当しない営業用資産等に係る評価損益、例えば土地の評価損益などは認識されないこととなる。

又、「収益認識の確実性と客観性ある場合」の「確実性」と「客観性」の意味するものであるが、それは、AAAの公表した1957年版「基準」の内容を研究したウィングルの実現概念に依拠することとしたい。それによれば、客観性について「ある事項が合理的な正確性をもって測定されうるならば、おおむね客観的であるとみてよい。」とし、計測性という特質を挙げている。また、確定性としては「ある事項が十分に確定的であるためには、それは、逆戻りするものであってはならない。すなわち、それは恒久性をもってあらわれねばならない」とし、恒久性の存在を挙げている⁽⁷⁾。このように、「確実性」とは逆戻りすることができないほど確定的であり恒久性をもつことを意味するのであり、そこには、醍醐 聡教授の指摘する「決定的事象理論」⁽⁸⁾にもつながる考え方である。

以上のとおり、時価評価導入にともなう課税上の取扱いは、従来の収益認識構造を拡張することにより対応すべきことを述べてきたが、次章では平成11年1月22日、企業会計審議会より公表された意見書に基づき、有価証券とデリバティブに係る課税の在り方を考察する。

〔注〕

- (1) 武田 隆二 著『法人税法精説』昭和57年、P 88
- (2) 同 上 P 85
- (3) 柳 裕治 稿「収益の認識基準とその特例」
税務会計研究 平成4年、第3号 P 141
- (4) 同 上 P 141
- (5) 金子 宏 著『所得概念の研究』平成7年、P 57
- (6) 醍醐 聡稿 「時価評価と日本の配当計算規定」
税務弘報、1996年8月号第44巻8号、P 11
- (7) 蔦村 剛雄著『資産会計の基礎理論』昭和51年、P 211～P 213
- (8) 醍醐 聡稿 「市場リスク・時価評価・実現概念」
税経セミナー、1996年4月号 P 13

第6章 有価証券・デリバティブの時価評価に伴う税務上の取扱いについて

前章では、税務上の収益認識基準については権利確定主義の拡張、すなわち債権の成立と債権請求権の確定を条件に収益を認識するとした基準を「収益認識の確実性と客観性」が認められれば収益が実現したものとし、とりわけ評価損益の認識条件には「市場の存在」が必要であることを述べてきた。

そこで本章では、これまでの検討を踏まえたところで平成11年1月22日、企業会計審議会が決定・発表した意見書の中から、有価証券・デリバティブの評価損益及びヘッジ会計の取扱いに関し、税務上もそのまま認容すべきか否か若干の考察を行ってみたい。

第1節 意見書による時価評価の概要

1 適用対象

意見書による会計基準の適用範囲は、金融資産及び金融負債であるがこのうち時価評価の対象となるのは、原則として市場性のある有価証券及びデリバティブ取引により生じる正味の債権・債務であり、具体的には次のとおり区分される。

① 有価証券（会計基準第三の二）

- | | |
|---------------------|-----------|
| ・ 売買目的の有価証券 | 時価 |
| ・ 満期保有目的の社債その他の債権 | 原則として取得原価 |
| ・ 子会社株式 | 取得原価 |
| ・ 関連会社株式 | 〃 |
| ・ 市場性のない有価証券 | 〃 |
| ・ その他の有価証券（持合株式を含む） | 時価 |

② デリバティブ取引により生じる正味の債権・債務（会計基準第三の四）

すべて時価による評価を行う

- * 1 金融資産：現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券、公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引により生じる正味の債権等をいう（会計基準第一の一）。
- * 2 金融負債：支払手形、買掛金、借入金、及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう（会計基準第一の一）

2 時価評価による評価差額の取扱い

時価評価に基づき評価差額は、原則として当期純利益に反映される。但し、その他の有価証券に係る評価差額については、①評価差額の合計額を資本の部に計上する ②時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理するのいずれかを選択できるものとし、時価が著しく下落した場合で原価まで回復する見込みがない場合の評価差額は損益計算書の損失として計上する（会計基準第三の二の4及び6）。

この基本的な考え方について、意見書では次のように述べている。すなわち、売買目的有価証券、満期保有目的有価証券、子会社株式、関連会社株式のいずれにも区分できないその他の有価証券については、その多様な性格に鑑み保有目的等を識別・細分化する客観的な基準を設けることが困難である等からそれらを一括して捉えることが適当であるとした上で、その評価差額については、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素がある為、当期純利益に反映させないこととした旨の説明がされている（意見書Ⅲの四の2④）。

3 ヘッジ会計

① 基本的な考え方

ヘッジ取引とは、ヘッジ対象の資産又は負債に係る相場変動を相殺するかヘッジ対象の資産又は負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を回避することにより、ヘッジ対象である資産又は負債の価格変動、金利変動及び為替変動といった相場変動等による損失の可能性を相殺することを目的として、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引をいう。

デリバティブ取引は、原則として時価評価され損益が認識されるが、ヘッジ対象の資産に係る相場変動等が損益に反映されない場合は、両者の損益が期間的に対応しなくなり、ヘッジ対象の相場変動等による損失の可能性がヘッジ手段によってカバーされているという経済実態が財務諸表に反映されないことになる。このため、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係る損益を同一期間に認識し、ヘッジの効果を財務諸表に反映させるための特殊な会計処理が必要となる（意見書Ⅲの六の1）。

② ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象とヘッジ手段

ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象は、相場変動等による損失の可能性にさらされている資産又は負債のうち相場等の変動が評価に反映されていないもの及び反映されているもので評価差額が損益として処理されていないもの他、未履行の確定契約又は予定取引により発生が見込まれる資産又は負債も含まれる。なお、デリバティブ取引以外にヘッジ手段として有効であると認められる現物資産があり得る場合には、適用する余地があるとしている。（意見書Ⅲの六の2）

③ 適用要件（会計基準第五の三の1及び2）

- (イ) リスク管理方針に基づくものであることが客観的に認められること。
- (ロ) ヘッジ効果がある程度高いことを定期的に確認していること。

④ ヘッジ会計の方法（会計基準第五の四の1）

原則として繰延ヘッジとするが、ヘッジ対象資産・負債を時価評価できる場合は時価ヘッジも認める。

⑤ ヘッジ会計の終了（会計基準第五の四の3）

ヘッジ対象が消滅した時点で終了し、繰り延べられているヘッジ手段に

係る評価差額を損益として処理する。

4 このように、意見書では市場性のある有価証券、その他の有価証券（いわゆる持合株式）及びデリバティブについては時価評価を導入し、その他の有価証券に対する評価損益を除き当期利益に計上することとしている。また、国際会計基準や米国の財務会計基準のいずれも金融商品に関しては、時価評価を導入するとしているのが国際的な動向であり、その内容も類似するものとなっていると思われる。すなわち、有価証券については、その保有目的により時価評価するものと取得原価で評価するものに区分され、かつ、直ちに売却されない（見込まれる）有価証券は時価で評価するもその未実現利益は繰り延べるというものである⁽¹⁾。

また、デリバティブに関しては、すべて時価評価により、その未実現利益は、当期の損益計算書に計上するという原則とし、一定の要件が整えば、ヘッジ会計を適用するとしている。ただし、わが国のヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段にかかる損益を繰り延べるという繰延ヘッジを原則とするのに対し、米国の財務会計基準等は時価ヘッジを原則としている点が異なっている。この点に関しては、ヘッジ手段とヘッジ対象の時価変動の減殺効果に関係なくヘッジ手段の評価損益が繰り延べられてしまうという点が繰延ヘッジの場合の大きな問題とする指摘もある⁽²⁾。

第2節 時価評価損益に対する税務上の基本的な考え方

時価評価を導入することの意義は、少なくとも金融商品に関しては時価で評価することのほうが、原価で評価するより企業の財政状況を適切に表し、また、これまでオフバランス取引とされていたデリバティブなどの取引状況が明確になることから投資者にとっても有益であるなどが挙げられている。しかしながら、企業側からすれば、直ちに投資資金を回収する意思のないものや経営戦略上回収できないと認められるものが存在することから、意見書ではそれらにつ

いて原価で評価するという企業意思を考慮した取扱いとなっている部分も見受けられる⁽³⁾。

このように時価評価という内部取引に関し、原則的取扱いとその例外を認め、かつ、その判断を企業に委ねることについて税務上問題はないか、また、税務上一律に取り扱う点からして、デリバティブ取引すべてを時価評価することについてすべての企業にそれが可能か否か疑問の生ずる部分が種々認められるところである。言うまでもなく税制の基本原則は課税の公平にあり、企業の意味に基づく課税の繰延べは排除する必要があることは無論、税制の一律な適用という点から考えれば、あらゆるデリバティブ取引についてすべての企業が客観的な時価評価が可能か否かを検証し、税務上の取扱いを考える必要があると思われる。さらに、時価評価の導入とともにヘッジ会計が採用される企業会計に対し、税制上もこれを追認するか否かは、いかに課税の公平が担保されるかどうかにより判断すべきものと考えられる。

このような問題点に対する基本的な対応として、駒宮教授は「スワップと課税」と題する論文⁽⁴⁾の中で次のような視点から検討すべきであると指摘している。すなわち、税務上の問題を考える場合の基本的な事項として、

- (1) 会計処理が経済実態を反映したものとなっているかどうか。
- (2) 納税者が恣意的に操作できる余地がないかどうか。
- (3) 検証可能かどうか。
- (4) 外国の税制と調和のとれたものとなっているかどうか。

を挙げている。次節以下では、有価証券・デリバティブの時価評価およびヘッジ会計への対応について、これらの視点を参考に税制上の取扱いを考察する。

第3節 有価証券の時価評価損益に対する税務上の取扱い

- 1 意見書による有価証券の時価評価損益の取扱いは第1節で紹介したが、再掲記すれば以下のとおりである。

有 価 証 券 の 区 分	評価方法	評価差額の取扱い
①売買目的の有価証券	時 価	当期純利益に反映
②満期保有目的の社債その他の債権	償却原価	(強制評価減)
③子会社株式	原 価	”
④関連会社株式	”	”
⑤市場性のない有価証券	”	”
⑥その他の有価証券 (持合い株式を含む)	時 価	資本の部において剰余 金として区分掲記 (注)

(注) 時価が著しく下落した場合で原価まで回復する見込みがない場合の評価差額は損益計算書の損失として計上する(強制評価減)。

- 2 この取扱いの中で、これまで述べてきた新たな基準に照らし問題なしとするのは①と⑤のみであり、他の有価証券については、市場性が認められる以上、時価評価のうえその評価差額は課税所得計算の対象とすべきものとなる。しかしながら、③④については経営戦略という面を重視すれば売却の可能性が乏しいと考えられることから、原価による評価もやむを得ないと認められる。ただし、この場合においても法人税法上の企業支配株式に該当することなどの条件を付すことが必要と思われる。
- 3 次に、②満期保有目的の社債その他の債権であるが、これは多分に企業の意思に基づくものであり、納税者が恣意的に操作できる余地がないかどうかという点からして厳密に対処する必要があると考えられるものの、反面、経済実態を見れば満期保有目的の社債その他の債権も実際に認められる状況に

ある。従って、例えば満期まで保有する意思を当初より帳簿上で明確にしたものは、それを認めることとし、満期保有のものが一部でも時価評価された場合には、すべての満期保有目的のものを時価評価のうえ、その評価損益は課税所得計算の対象とするなどの対応が考えられのではなかろうか。

- 4 最後に⑥その他の有価証券（持合株式を含む）についてであるが、これは定義が明確でなく上記区分の①～⑤以外のものとしているにすぎず、しかもその評価は時価によるが、その評価損益は資本の部に区分掲記することとし、時価が著しく下落した場合で原価まで回復する見込みがない場合の評価差額は損益計算書の損失として計上するという、過度な保守主義の傾向が認められる基準となっているように見受けられる。

この分類とその取扱いを税務上認容すとなれば、納税者の恣意性の面からはもとより、保有損益に対する課税のあり方としてこれまで述べてきた点からしても問題がある。すなわち、恣意性の面からは所有株式をこの分類に属させることで課税の繰延べ等が可能になること、又、市場性のある株式の評価損益は課税所得計算の対象とすべきであるとしたこれまでの理由に反する結果となるからである。この分類の中で最も議論のあるのは、持合い株式の取扱であろう。つまり、持合い株式の保有目的は企業そのものの存続を安定させる為、企業相互間で株式を持ち合うというものであるが、それは資金運用の一形態に過ぎず、純粋な投資有価証券の取扱と区別しなければならない必然性は見当たらないのである。これに対し、子会社株式などのように当該企業の生産等を代替させる為の資金供与の結果取得する株式は、自社での材料や機械を購入し、それに付加価値をつけるという生産行為を代替させる目的を有するものであり、その性格は持合い株式と明らかに異なり、それゆえ、特別の事情が発生しない限り売却する可能性がない、つまり、評価損益の実現性が乏しいため原価評価を容認することも止むなしとしたものである。

持合い株式について、企業会計審議会が2002年3月以降時価評価を導入すると公表した、平成10年6月16日付の日本経済新聞には、「持合い株式の非

効率が明白となる為、持ち合い解消が進むだろう」と予測し、さらに平成10年9月22日付の日本経済新聞では、ニッセイ基礎研究所による調査結果として、株式持ち合いの解消が急ピッチで進んでいることを報じている。この一連の報道は、持ち合い株式の非効率性を是正する為の企業の行動を伝えるものであるが、それはまた、企業の意思に基づき売却が可能であり採算性がよければ売却をしないとすることを意味しているのであり、持ち合い株式の評価損益は他の売却目的の有価証券と同様に「市場性」をメルクマールとして実現の可能性を判断してもよいのではなかろうか。企業の資金運用形態が売却目的の有価証券か持ち合いの為の有価証券により課税上の差異を設けることは、課税の公平性・中立性の観点からみて妥当性を欠き、納税者の恣意性を誘因することにもなるからである。以上の評価損益に対する取扱いを意見書のものと比較すれば次表のとおりとなる。

意見書の取扱いと税務上の取扱い比較

有価証券の区分	意見書		法人税法	
①売買目的の有価証券	時価	当期純利益計上	時価	課税所得
②満期保有目的の社債等	原価	(強制評価減)	時価又は原価	条件付非課税
③子会社株式	原価	(強制評価減)	時価又は原価	条件付非課税
④関連会社株式	原価	(強制評価減)	時価又は原価	条件付非課税
⑤市場性のない有価証券	原価	(強制評価減)	原価	非課税
⑥その他の有価証券 (持合い株式を含む)	時価	資本の部に計上 (強制評価減)	時価	課税所得

第4節 デリバティブ取引等に対する税務上の取扱い

1 デリバティブ取引の概要

デリバティブは、日本語では金融派生商品と呼ばれ、その名のとおりに、従来から存在する金融商品、たとえば、金利・為替・株式などの原資産から派生して生まれたものであり、原資産の価格に依存してその理論価格が決まる商品の総称である。具体的には、「先物（フューチャー）・先渡し（フォワード）」、「スワップ」、「オプション」などに区分されるが、原資産、取引所での取引の有無により分類すれば次表のとおりである⁽⁵⁾。

主要デリバティブ一覧

	取引所取引	店頭取引
金	金利先物 金利先物オプション	金利スワップ、金利スワップション キャップ、フロアー、FRA
	債権先物 債権先物オプション	債権店頭オプション
為替	通貨先物 通貨先物オプション	通貨スワップ FXA 通貨オプション 通貨スワップション
株式	株価指数先物 株価指数先物オプション	エクイティ・スワップ エクイティ・オプション
商品	商品先物 商品先物オプション	コモディティ・スワップ コモディティ・オプション

〔注1〕

①先物取引、先渡取引

先物取引とは、ある商品を将来の一定期日に一定価格で受け渡すことを前もって約束する取引であり、期日までに反対売買することにより差金決済で清算することが可能。先物取引が取引所で規格化された商品として取引されるのに対し、当事者間で相対で取引されるもの（店頭取引）を一般に先渡取引と呼ぶ。

②スワップ取引

スワップ取引とは、将来の一定期間にわたってキャッシュ・フローの交換を約束する取引をいう。

③オプション取引

オプション取引とは、ある金融資産を将来の一定期日に（または一定期間内に）、一定の価格での売買を実行するかしないかを選択できる権利の売買取引のことをいう。キャップやフロアーなどもオプション取引の一形態であり、スワップを原資産とし、そのスワップを実行するかしないかを選択権は「スワップション」と呼ばれる。

[注2]

取引所取引と店頭取引（O T C ; over-the-counter）

取引所取引は、一定の規格品を売買するもので、証拠金を通して日々その勝ち負けを値洗いするのに対し（相手方の与信リスクはない）、店頭取引は、個々のニーズにあったテーラーメイド型の商品を相対で取引するものである（相手方の与信リスクがある）。また、店頭取引は、取引所で取引されたデリバティブより非流動的であるといわれる⁽⁶⁾。

このように、デリバティブは取引・対象物が多様であるのみならず、その取引規模も大きく、1996年3月末でデリバティブ取引の想定元本は大手20銀行分だけで1,235兆円に達し、それは国民総生産の2.5倍、東京証券取引所株式時価総額の3.5倍といわれる。B I Sの1995年12月発表資料によれば、1995年3月31日現在のデリバティブ取引の想定元本は、12兆ドルで内訳は、先物6兆ドル、スワップ5兆ドル、オプション1兆ドルであり、元本別では金利9兆ドル、通貨3兆ドルとなっている⁽⁷⁾。

1990年代に入り金利、為替、株価のボラティリティ（変動率）が高まり、市場変動の幅、変動の頻度が一段と大きくなっており、近年の市場変動リスクの増大とともに今後もデリバティブ取引は活発に行われるものと予想される。この利用目的の基本は、ヘッジのための最先端の金融手段であり、市場リスクをコントロールする最も使い勝手のよい手段となっているほか、使い方次第では投機（スペキュレーション）や裁定（アービトラージ）手段ともなりうる⁽⁸⁾。反面、デリバティブがリスクとリスクの交換と言われるように、調達でも運用でも、なんらのリスクなしで有利に働くというものではなく、①相手方のデフォルトリスク、②市場リスク、③流動性リスク等様々なリスクを内包している⁽⁹⁾。このことは、デリバティブの時価評価損益

をすべて課税対象所得とすべきか否かの判断において重要な意味を持つ。すなわち、流動性リスクを考えると、組織化された取引所で取引されないデリバティブは市場を退去することが困難であり（実現の可能性が低くなる…筆者注）、さらにこのような取引はその公正価値を決定することは困難であり、仮に数学的モデルにより導き出されたとしても、その価額はキュッシュ取引でそのポジションが決済されるまで、単に理論的であるだけであり⁽¹⁰⁾そのような評価損益を課税所得計算の対象とすべきとするには疑問のあるところである。

そこで、意見書ではデリバティブの時価評価をどのように算定しようとしているのか、その定義や問題点を探ることとする。

2 意見書による「時価」の定義とその問題点

意見書によれば、すべてのデリバティブ取引にかかる期末時の評価は原則として時価によるとされ、その評価損益は当期の利益に反映することとされた。確かに、すでに実施されている金融機関等でのディーリング取引に係るものは時価評価することになっており、これとの関係を考慮すれば当然のこととも言え、また、時価評価に伴う損益を課税所得計算の対象とすべきとしたこれまでの主張に沿うものであるが、問題は時価の捉え方がかなり広いことである。すなわち、意見書での「時価」とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下、「市場の相場」という。）に基づく価格をいい、デリバティブ取引等において、個々のデリバティブ取引について市場の相場がない場合でも、当該デリバティブ取引の対象としている何らかの金融商品の市場の相場に基づき合理的に価額を算定できるときには、当該合理的に算定された価額は公正な評価額と認められる。なお、金融商品の種類により種々の取引形態があるが、市場には公設の取引所及びこれに類する市場の他、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれるとしている⁽¹¹⁾。

これまで、評価損益の認識に当たっては、公正な市場で形成される価額の

存在を必須の要件としてきたところであるが、意見書に示されるとおり合理的に算定される見積価額も公正な評価額すなわち時価として認められているのである。最もそれでも公正な評価額を算定することが困難と認められれば取得原価によることもできるとされる⁽¹²⁾が、基本的には個々の商品に市場がない場合でも何らかの市場の相場に基づいて合理的に算定された価格も時価としているのである。

このように幅広く「時価」を定義しているのは、この意見書のみならず、国際会計基準や米国の財務会計基準⁽¹³⁾も同様であり国際的な動向に沿った基準になっているが、税制上、そのまま適用することにはやや疑問と言わざるを得ないものがある。すなわち、一度それが税制上も適用されるとすれば、すべての企業に対し強制的に一律に適用されことになるが、その場合、市場性のある場合はともかく、市場性のないデリバティブ取引の期末評価が本当に可能なのか、また、税務の執行という観点から個々の評価の妥当性を検証することができるのかという疑問である。

そこで、以下ではデリバティブ取引の形態毎にどのような評価手法があるのかを外観し、税務上の時価評価適用の条件について検討する。

3 デリバティブの時価評価

デリバティブ取引の形態としては、1で述べたとおり基本的なタイプとして①先物取引、②先渡取引、③スワップ取引、④オプション取引があり、その他これらを組み合わせたものや、他の金融商品と組合せたもの⁽¹⁴⁾があるが、ここでは基本的な4つのタイプについて、どのような時価の算定手法があるのかを概観し、合わせて税務上適用することの適否を検討する。

(1) 先物取引

先物取引は、取引所取引であり、信用リスクが低く、一般的に高い流動性を有していると言われ、相場価格も新聞の市況欄やその他の情報誌から容易に入手可能である。したがって、この相場価格を時価として使用することが適切と考えられる。なお、わが国の取引所で取引される契約の主な

タイプは次表のとおりである⁽¹⁵⁾。

取引所	コモディティ	通貨	金利	インデックス
東京証券取引所			○	○
大阪証券取引所				○
東京金融先物取引所		○	○	○
商品先物取引所	○			

(2) 先渡取引

先物取引と同様に先渡取引は、特定の将来の日に、あらかじめ決められた価格で資産の売買を行うといった点では類似するが、組織化された取引所で取引される先物取引よりも低い流動性を有し、また高い信用リスクも有する。先渡契約には、金利先渡契約（FRA）や為替予約・為替先渡契約（FXA）などがある。このような契約を締結する為の要素である金利・為替やスワップ幅を決定する為の銀行間直先スプレッド等の相場は新聞等の情報で明らかにされていることから、時価評価時点を利率等決定日とみなして算定することが可能である。しかしながら、これらの取引はすべて相対取引であり、また、決済日は当初から決められていることから、決算期末の時価評価は可能でもその実現の可能性は低いと考えられることから、時価による評価を行いその評価損益を課税対象とすることは適当でないと思われる。なお、為替予約の付された外貨建債権債務についてはこれまで予約レートによる評価がされ、その評価損益は決済日までの期間の長短に応じた取り扱いが定められている（法法令139の8）。

(3) スワップ取引

スワップ取引は、将来の一定期間にわたってキャッシュ・フローの交換を約する取引であるが、すべて取引所を通じない相対取引であり、流動性が低く、与信リスクが高いと言われている。したがって、相対取引のため

時価評価には相場価格が利用できず、取引量の多い金利スワップなどはディーラーから類似する商品の相場を入手し契約条件を比較して見積もるか、リスクに見合ったディスカウント・レートによるキャッシュ・フローの現在価値を見積もることとなる⁽¹⁶⁾。

具体的には、①将来のキャッシュ・フローを②現在のイールドカーブから得られる割引率で割り引いた③ネットの現在価値、すなわち受取キャッシュ・フローの現在価値と支払キャッシュ・フローの現在価値により求められる⁽¹⁷⁾。

しかしながら、このような見積りで求められる評価損益は、先渡取引と同様に流動性に乏しく、また、実現の可能性が低いことから時価評価損益を課税対象とするのは妥当でないと考えられ、後で述べるヘッジ会計との関連でのみ評価損益を課税所得計算に含めるとするのが適当と思われる。

(4) オプション取引

オプション取引には、株式オプション、通貨オプション、株価指数オプションなどの他、他の金融商品に内包した形でまたは組合せによりオプション要素が含まれているものもある。このようなオプション取引は、取引所取引のものと店頭取引のものがあり、前者の場合は相場価格により時価評価が可能となる。後者の場合は、通常オプション評価モデルを使うことになるが、よく知られているものに、ブラック・ショールズ・モデルと二項モデル⁽¹⁸⁾がある。いずれも、オプション価格の変動要素（①対象となる金融商品の価格 ②行使価格 ③満期までの期間 ④ボラティリティ ⑤非危険利子率等）を加味して算出される。

しかしながら、どのような評価モデルで算定されたにせよ、その価額は理論的な見積りを提供するのみで、使用するモデルの精密度および計算上の仮定により、かなり正確な見積りから不正確または精度の低い見積りまで幅があることから、活発な市場における取引価格に代替するものではないとの指摘がされている⁽¹⁹⁾。このことは、取引所を通じないオプション取引についてはどのような時価評価がなされようとも、その評価損益が実

現したとみなされる所得の範疇にないことを意味するものであり、スワップ取引などと同様に取り扱うのが適当と考えられる。

(5) 以上のとおりデリバティブ取引について一般的にどのような時価評価がなされているのかを概観したが、それをまとめれば次のとおりである⁽²⁰⁾。

- ① 取引所の相場価格があれば、その価格を使用する。先物取引や上場オプションについてあてはまる。
- ② 相場価格のある類似する商品がある場合、その条件と比較し、修正を加え公正価額（時価…筆者注以下同じ）を見積もる。例えば、非上場の株式オプション等について、対象株式が上場または店頭登録されていれば、その価格を利用することにより公正価額を見積もる。
- ③ ディーラーから直接または類似する商品の相場を入手し契約条件を比較することにより公正価額を見積もる。取引量の多い金利スワップや通貨スワップはこの方法が可能である。
- ④ 以上、いずれも該当しないデリバティブについては、リスクに見合ったディスカウント・レートによるキャッシュ・フローの現在価値、オプションの評価モデル等を使って公正価額を見積もる。

このような評価方法に基づき、今後、企業会計ではデリバティブを評価するものと予想されるが、一方、税制上における時価評価方法としては、先に述べたとおり組織化された取引所で取引されないデリバティブは市場を退去することが困難であり（流動性リスクがある）、したがって実現の可能性が低く、仮に数学的モデルにより導き出したとしてもその価額は、キャッシュ取引でそのポジションが決済されるまで単に理論的であるだけに過ぎず、そのような評価損益を課税所得計算の対象とするのは適当でないと考えられる。

4 税務上におけるヘッジ会計の取扱いについて

デリバティブ取引の基本的な目的が種々の変動要因からのヘッジであり、その他、投機や裁定取引にも利用されることは既に述べたところであるが、

特にヘッジを目的として取引される場合には、会計処理が経済実態を反映したもとなっている以上、税務上もその取扱いを認めることが妥当と考えられる。今回、企業会計に導入されたヘッジ会計は、ヘッジの効果を財務諸表に反映させるための特殊な会計処理であるが、税務上もそれを適用するとすれば若干検討すべき点があると思われる。つまり、①適用要件と②繰延べヘッジの妥当性に関してである。

まず、意見書では適用要件に関して、次の2点を挙げている。〔基準第五の三の1（ヘッジ会計の要件）〕

(イ) リスク管理方針に基づくものであることが次の何れかによって客観的に認められること。

- ・当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、文書により確認できること
- ・企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること

(ロ) ヘッジ取引以降は、ヘッジ効果がある程度高いことを定期的に確認していること。

この要件について、税務上の視点から十分なのかどうかを含め具体的な手続き・方法を検討しておく必要がある。さらに、繰延べヘッジではヘッジ手段とヘッジ対象の時価変動の減殺効果に関係なくヘッジ手段の評価損益が繰り延べられてしまうという点が大きな問題であるとの指摘もあることから、その問題をクリアできる時価ヘッジ採用の可否や仮に繰延べヘッジのみとした場合にはその適用条件の明確化などを検討する必要があるのではなかろうか。

最後に、3で述べたとおり、税務上のデリバティブの時価評価は、取引所取引のあるものを対象にすべきとしたが、では店頭取引のデリバティブをヘッジ目的で取引している場合で、そのヘッジ対象の損益が実現している時はヘッジ手段たるデリバティブの時価評価するのかしないのかという問題がある。この点については、経済実態に則し企業会計で行うであろう時価評価を

追認する方法で対処することができるのではなかろうか。もっとも、その評価額はあくまで理論的あるいは推定される価額であることを鑑み、ヘッジ対象の損益計上額を限度にするなどの歯止めとデリバティブ取引終了時での清算処理方法を考慮しておく必要がある。

〔注〕

- (1) 国際会計基準及び米国の財務会計基準における有価証券・デリバティブの時価評価及びヘッジ会計の概要は以下の文献を参照されたい。
 - ・山田 辰己稿「IAS公開草案第62号（金融商品：認識と測定）」の概要
企業会計 1998年9月 第50巻第9号 P54以下
 - ・山崎彰三・山田 辰己稿「国際会計基準委員会（IASC）理事会報告
JICPAジャーナル 1999年2月号11巻2号 P80以下
 - ・間島進吾稿 FASB基準書第133号「デリバティブとヘッジの会計」の概要
JICPAジャーナル 1998年11月第10巻第11号 P49以下
 - ・田中 建二稿「有価証券の時価評価」
企業会計 1997年3月 第49巻第3号 P74以下
- (2) 井澤 浩昭稿「ヘッジ会計の国際比較」
税経通信 1998年9月 第53巻第11号 P225
- (3) 意見書では有価証券の評価損益の取扱いについて次のように述べている。
 - ・その他有価証券は、時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄の評価差額は損益計算書に計上する方法によることもできることとした。〔意見書Ⅲの四2（4）③（評価差額の取扱い）〕
- (4) 駒宮 史博稿「スワップと課税」
ジュリスト、1998年9月15日号 NO1075 P64
- (5) 日本興業銀行金融商品開発部編「デリバティブのすべて」平成7年、P4～P7
- (6) 萩 茂生・川本修司共著「デリバティブの会計実務」平成9年、P8
- (7) 後藤公彦著「デリバティブ時価会計入門－投資決定とリスク管理」
平成9年、P4～P5
- (8) 日本興業銀行金融商品開発部編「デリバティブのすべて」平成7年、P9～P10
- (9) 同上書 P23～P24
- (10) 萩 茂生・川本修司共著「デリバティブの会計実務」平成9年、P7
- (11) 金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書
Ⅲ（金融商品に係る会計基準の要点及び考え方）一の2（時価）を参照
- (12) 同上
Ⅲ（金融商品に係る会計基準の要点及び考え方）四の4（デリバティブ取引によ

り生じる正味の債権債務)を参照

- (13) ・山田 辰己稿「IAS公開草案第62号(金融商品:認識と測定)」の概要
 企業会計 1998年9月 第50巻第9号 P56
 ・青山監査法人・ブライス ウォーターハウス編
 「国際会計基準ハンドブック」平成10年、P259
 ・間島進吾稿 FASB基準書第133号「デリバティブとヘッジの会計」の概要
 JICPAジャーナル 1998年11月 第10巻第11号 P51
 ・間島進吾稿「FASB・SFAS107号—金融商品の時価情報の開示」の概要
 JICPAジャーナル 1992年5月 第4巻第5号 P39
- (14) デリバティブを組み合わせたものとしては、金利スワップとオプションを組み合わせるスワップションなどがあり、他の金融商品との組み合わせでは株価連動型定期預金などがある。株価連動型定期預金は、将来の株価の上下を予想し、それが的中すれば高利回りの金利を得ることができるというデリバティブを組み込んだ新しい金融商品である。(この商品については、平成11年1月25日付Monday Nikkeiを参照した)
- (15) 萩 茂生・川本修司共著「デリバティブの会計実務」平成9年、P13
- (16) 同 上 書 P75
- (17) 後藤公彦著「デリバティブ時価会計入門—投資決定とリスク管理」
 平成9年、P28~P31
- (18) ジョンハル著 三菱銀行商品開発部訳 「デリバティブ入門」
 平成10年、P346~P351、P459以下
- (19) 萩 茂生・川本修司共著「デリバティブの会計実務」平成9年、P78
- (20) 同 上 書 P75

おわりに

- 1 企業会計や商法が金融商品の時価評価の導入を決定あるいはその方向にある中で、平成11年2月7日、日経朝刊1面に大蔵省の方針として「金融商品、含み益に課税」との観測記事が大きく報道されたように、税制上の取扱いが注目されている。それだけに、時価評価損益を課税所得計算に含めるとの新たな取扱いを示そうとすれば、これまでの取扱いとの理論的な整合性を明らかにしておくことはより重要な点であろうと思われる。なぜなら、今日まで特別の場合を除き課税の対象とされなかった時価評価損益について、時代の趨勢とは言え課税されるとなれば、当然その根拠を明らかにする必要があり、更には、なぜ金融商品のみが対象とされるのか（土地についてはなぜ課税とされないのか）等について答える必要があると思われるからである。

本稿は、このような点を明確にすることを目的とし、従来の課税所得計算構造を維持しつつ、それとの整合性ある新たな収益認識基準を示すとともに、先般公表された企業会計審議会による意見書内容の一部分ではあるが、税制上の取扱いについて考察したものである。しかしながら、このような考察で当初の目的を果せたかどうか疑問のある点も否めない。

- 2 それは、包括的所得概念に基づく課税所得の算定を理想とするなら、なぜ、企業会計が導入する時価評価による評価損益のすべてを課税所得計算に含めないのかという点である。つまり、デリバティブ取引にかかる時価評価損益や有価証券の評価損益のすべてが課税所得とされるはずのところ、それを区別することは首尾一貫性に欠けるからである。このような点を指摘して、ベースミール的あるいはパッチワーク的なものとの批判を受けるかもしれない。しかし、現実的な対応が困難な理論に基づく提案よりも、課税所得の本質を包括的所得概念に依拠しつつも担税力の伴った所得をベースとすることの方が最も現実的であると思われ、所得の実現性と資産評価の不確実性といった点を無視できないと考えたからである。

一方、このような従来型の思考の延長線上にある考え方では、デリバティブなどの金融取引に対して公平な課税（課税の繰延べに対処できないという問題）を損なうことが予想される。このような問題を解決するには、中里教授が主張されているようなキャッシュ・フローに着目した流通税⁽¹⁾のようなものを検討することも考えられ、特にデリバティブを中心とした新たな金融取引は、従来型の所得課税では対応できない（中里教授によれば、①所得種類の変更、②帰属年度の変更、③源泉地の変更等はデリバティブを用いることにより容易に可能という⁽²⁾）と言われており、これまでの事後所得への課税からリスク等を含んだ事前所得への課税のあり方を改めて考える時期に來ているのかもしれない。

- 3 時価評価導入が現実のものとなりつつある今日、時価評価損益に係る課税問題は緊急に検討すべきテーマであるとの認識から研究をスタートさせた。そして、一応の結論を得たが、果して妥当なものであるかどうか疑問の残るところである。また、考察した範囲についても、時価評価損益に対する課税問題の基礎的な部分に止まっており、まだまだ研究すべき多くの分野が残されており、課税のあり方を更に研究していく必要があると考えている。

最後に、文中の多くは、これまで専門的に研究された各大学教授等の文献から引用させていただいた。もし、著者の意図と異なる引用があれば、筆者の不勉強によるものであり、ご容赦願いたい。なお、文中の意見にわたる部分は私見であることをお断りしておく。

〔注〕

- (1) 中里 実著 「金融取引と課税」平成11年、P 505～506
(2) 同 上 書 P 497